

原著論文

大学機関別認証評価・アクレディテーションにおける 大学図書館の位置づけと役割： 図書館評価規格の活用を視野に入れて

The Value and Role of Academic Libraries within the Framework of Institutional Certified Evaluation and Accreditation: Considering the Use of ISO and JIS Standards

高池 宣彦

Norihiko TAKAIKE

Purpose: This study aims to clarify the position, meaning, and limitations of the evaluation of university libraries in processing certified evaluations and accreditations in Japan. This is done through a comparison with the United States model for certified evaluation and accreditation as well as International Organization for Standardization (ISO) standards concerning university library evaluation. The author also considered the framework of university library evaluation in processing certified evaluations and accreditations.

Methods: Based on the public documents of each institution, 1) documents on the standards for evaluation and accreditation were analyzed; 2) the role of the library was classified using Japan and U.S. standards for evaluation and accreditation; and 3) evidence of university library evaluations in accreditation in Japan and the U.S. was gathered according to ISO standards and Japanese Industrial Standards (JIS) using comparative analysis.

Results: 1) University evaluation standards of Japan are of the “Composing element type,” while in the U.S. they are divided into two types, the “Composing element type” and the “Code of conduct type”; 2) the role of the library in the university evaluation criteria is categorized into “Facility type,” “Support type,” and “Integrated type”; and 3) library evaluation in accreditation (Japan-U.S.) and ISO and JIS standards are different in the evaluation of process, output, and impact.

I. 背景と目的

- A. 認証評価と大学図書館
- B. 認証評価とアクレディテーション
- C. 評価の方法と本研究の目的

II. 先行研究と問題の所在

III. 方法

高池宣彦：筑波大学大学院図書館情報メディア研究科，〒112-0012 東京都文京区大塚3丁目29番1号

Norihiko TAKAIKE: Graduate School of Library, Information and Media Studies, University of Tsukuba, 3-29-1 Otsuka, Bunkyo City, Tokyo 112-0012

e-mail: s1530532@u.tsukuba.ac.jp

受付日：2016年7月28日 改訂稿受付日：2016年11月21日 受理日：2017年3月27日

- A. 日米の大学評価基準における大学の評価の分析
- B. 日米の大学評価基準における図書館の位置づけと役割の分析
- C. 日米の認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価と、ISO・JIS規格の図書館評価との比較

IV. 結果・考察

- A. 日米の大学評価基準における大学評価の類型と変遷
 - 1. 日米の大学評価基準の類型分類
 - 2. 日米の大学評価基準の語句
 - 3. 日米の大学評価基準の変遷および監督機関の基準
- B. 日米の大学評価基準における図書館の位置づけと役割の類型分類
- C. 日米の認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価と、ISO・JIS規格の図書館評価との比較と分類

V. おわりに

- A. 本研究の成果
- B. 認証評価における大学図書館評価の枠組みとインパクト評価
- C. 今後の課題

I. 背景と目的

A. 認証評価と大学図書館

18歳人口の減少と生産年齢人口の急減、情報・通信技術の発展に伴う産業構造や労働市場の変化、グローバル化による国際的な競争激化など、日本の大学をめぐる環境は近年大きく変容してきている。こうした背景の下、大学評価においては、自己点検・評価の努力義務化から義務化、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による第三者評価（認証評価）の受審義務化というように、段階的に認証評価制度の導入が進められ、大学はさらなる教育研究水準の向上や活性化が求められている。文部科学省は、認証評価を国公私立すべての大学の教学面の質保証の制度として位置づけている¹⁾。さらに、認証評価について、大学教育の質的転換や大学入学者選抜改革の取り組み、学修成果や内部質保証（各大学における成果把握とそれによる改善など）を重視する評価への発展・移行をする議論がなされている²⁾。また、民間メディアによる大学ランキングが台頭し、大学側が、評価指標やランキング対策に追従する様相を呈している³⁾⁴⁾⁵⁾。

国際的にも、ボローニャ・プロセスが進展する

ことで欧州内共通の高等教育制度の確立に向けた取り組みが進み、またユネスコ（国際連合教育科学文化機関）およびOECD（経済協力開発機構）共同により「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」⁶⁾が策定されるなど、大学の質保証に関する議論が進んでいる。

一方、大学内の一施設である大学図書館は、かつては「大学の心臓」と位置づけられ⁷⁾、大学における知の創造・継承活動に不可欠な組織とされてきたが、近年では大学の財政難などが原因で業務の外部委託化が急速に進むなど、大学内での位置づけが変貌している。大学図書館の機能・役割としては、学習支援、教育活動への直接の関与、研究への貢献、コレクション構築、適切なナビゲーション、他機関・地域などとの連携、国際対応などが求められており⁸⁾、学術情報基盤として大学図書館が果たす基本的機能の重要性は変わるものではない。このような現状にある大学図書館を評価するものの一つとして、認証評価がある。認証評価は大学全体を対象とするため、当然、大学図書館も評価対象に含まれる。しかし、認証評価における大学図書館部分の評価は、大学図書館の改善につながっていないという批判がある⁹⁾。

さらに、大学図書館評価には、図書館単独の評価

ではなく、大学という枠組みにおいて評価されなければならないという自明でありつつも困難な問題が存在する¹⁰⁾。困難な問題の例として、以下のような議論がなされている。蒲生(2007)は、大学図書館の評価に際して、さまざまな研究、試みによって開発された評価指標の有用性を評価しつつも、現実の大学図書館への適用、普及が不十分であることを指摘し、大学図書館を大学という組織のなかに位置づけ直すことの必要性を説いている¹¹⁾。また、長谷川ほか(2011)は、評価を含む大学図書館の研究は、“図書館界において自己完結的におこなわれ”てきたと述べている¹²⁾。さらに、筆者は先の論文(2016)において、“図書館界によって行われてきた大学図書館評価は、大学評価における大学図書館評価にほとんど影響を及ぼしていない”とし、“日本の大学評価と大学図書館評価の乖離”について述べた¹³⁾。

大学の質保証の中心的な制度である認証評価のあり方を考えるうえで、認証評価の枠組みで行われる大学図書館の評価についても検討が必要である。さらに、永田(2005)が示唆したように、大学図書館評価が大学という枠組みにおいて実施されねばならないという自明でありつつも困難な問題に対しては、認証評価における大学図書館評価が、解決のための手がかりとなる¹⁰⁾。

B. 認証評価とアクレディテーション

羽田(2009)は、日本の大学教育の改善方策のために、米国のアクレディテーションが「再発見」され、その帰着点が認証評価制度の創設であったとしている¹⁴⁾。米国のアクレディテーションとは、米国の大学や教育プログラムの審査を行うために実施される第三者評価の方法である¹⁵⁾。森(2003)は、認証評価とアクレディテーションの違いに触れつつも、認証評価の評価基準などはアクレディテーションを参考にしていると述べている¹⁶⁾。日本の大学の認証評価および米国の大学のアクレディテーションの仕組みは第1・2図のとおりである。日本の認証評価および米国のアクレディテーションでは、政府が大学を

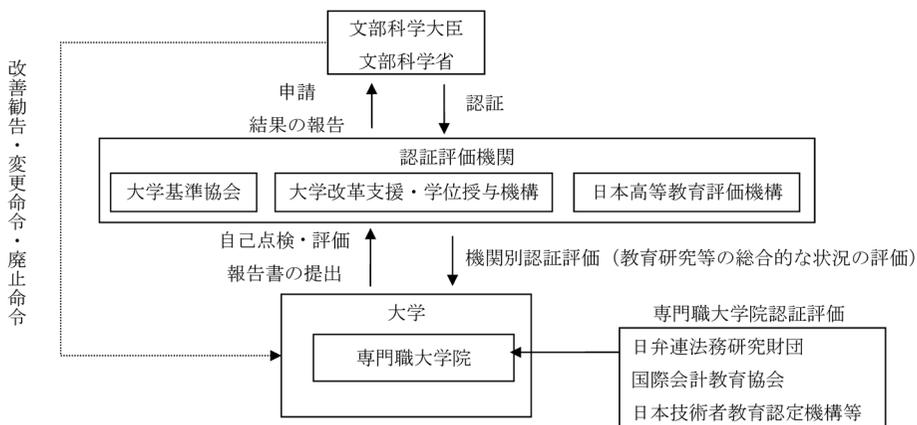
直接評価するのではなく、政府または関連団体の認証を受けた機関が各大学の評価を行うという仕組みが共通している。

日本の認証評価には、機関別認証評価と専門職大学院認証評価の2種類がある。機関別認証評価は、大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動などの状況について、機関単位で実施する認証評価である。大学、短期大学および高等専門学校は7年以内ごとに機関別認証評価を受けることが義務づけられている。本稿では対象を4年制大学とし、以下、4年制大学の機関別認証評価を「認証評価」と記載する。なお、専門職大学院認証評価は、専門職大学院を評価単位とし、教育課程、教員組織等その他教育研究活動の状況について評価する認証評価で、専門職大学院を置く大学は5年以内ごとに評価を受けることが義務づけられている。

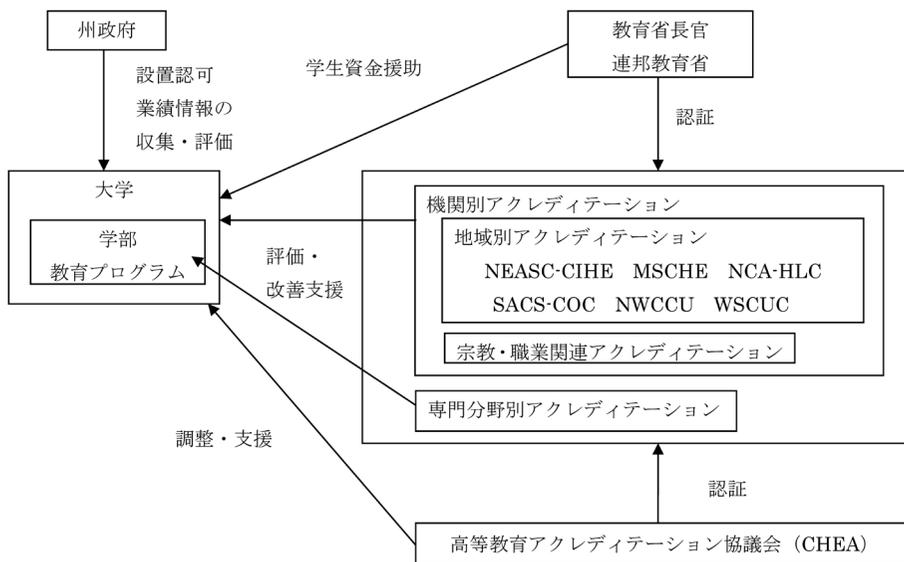
日本において4年制大学の認証評価を行うのは、大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構¹⁷⁾、日本高等教育評価機構の3機関であり、この3機関を文部科学省が認証しているという仕組みである。日本のすべての大学は、認証評価を受けることが学校教育法により義務づけられているため、受けない大学は法令違反となる。そして、法令違反の大学に対しては、同法により文部科学大臣が改善勧告、変更命令、学部等の組織の廃止を命ずる措置を段階的に講じることができる¹⁸⁾。

一方、米国のアクレディテーションには、大学全体を対象とする機関別アクレディテーションと、大学内の各プログラムを対象とする専門分野別(プログラム別)アクレディテーションとがあり¹⁹⁾、機関別アクレディテーションには、地域別アクレディテーション(regional accreditation)と、宗教・職業関連アクレディテーション(national accreditation)とがある。4年制大学の地域別アクレディテーションを行う機関は、ニューイングランド学校大学協会・高等教育機関委員会(New England Association of Schools and Colleges, Commission on Institutions of Higher Education, 以下NEASC-

大学機関別認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館の位置づけと役割：図書館評価規格の活用を視野に入れて



第1図 日本の大学の認証評価の仕組み
出所：前田（2007）²³を基に加筆修正して作成



第2図 米国の大学のアクレディテーションの仕組み
出所：大学評価・学位授与機構（2016）¹⁵，U.S. Department of Education¹⁹，福留（2009）²⁴，文部科学省²⁵，Eaton（2012）²⁶を基に加筆修正して作成

CIHE と略記)，中部地域大学学校協会・中部地域高等教育委員会（Middle States Association of Colleges and Schools, Middle States Commission on Higher Education, 以下 MSCHE と略記），北中部大学学校協会・高等教育委員会（North Central Association of Colleges and Schools, The Higher Learning Commission, 以下 NCA-

HLC と略記），南部大学学校協会・大学委員会（Southern Association of Colleges and Schools, Commission on Colleges, 以下 SACS-COC と略記），北西部地区大学基準協会（Northwest Commission on Colleges and Universities, 以下 NWCCU と略記），西部学校大学協会・大学委員会（Western Association of Schools

and Colleges, Senior College and University Commission, 以下 WSCUC と略記) の 6 機関である。これらの機関の認証 (recognition) は、連邦教育省および高等教育アクレディテーション協議会 (CHEA) が行う仕組みとなっている。以降、アクレディテーションという場合は米国の地域別アクレディテーションのことを指す。

連邦教育省と CHEA によるアクレディテーション機関の認証の違いは、連邦政府による支援事業を通じた間接的な審査と、高等教育機関の自助努力という点である。つまり、アクレディテーション機関は、連邦教育省の認証を受けずとも評価活動を行うことはできるが、高等教育機関がその機関の評価を受けたとしても、学生資金援助受給の対象とはならない。連邦教育省による学生資金援助やその他のプログラムの適用を希望する大学は、連邦教育省が認定するアクレディテーション機関からのアクレディテーションを受けなければならない²⁰⁾。

一方、CHEA は、2,700 校以上の大学・カレッジと、CHEA が認証するアクレディテーション機関の協会組織である²¹⁾。米国では、連邦政府は一般的に合衆国憲法に列挙された権限のみを行使する。それ以外の権限は州と国民に留保され、CHEA は政府の介入に対抗できる、高等教育機関の自助努力、調整・支援のための団体という位置づけである²⁰⁾。アクレディテーション機関には、連邦教育省による認証のみを受けている機関、CHEA による認証のみを受けている機関、あるいは両者による認証を受けている機関があり、どちらの認証受審を選択するかは、アクレディテーション機関の対象となる高等教育機関や教育プログラムの特徴に依拠している。つまり、連邦教育省による認証を受けているアクレディテーション機関は、連邦政府による学資援助や関連プログラムの連携を求める高等教育機関に限定され、CHEA による認証を受けているアクレディテーション機関は、学位を授与する高等教育機関に限定される²⁰⁾。2016 年 7 月時点では、地域別アクレディテーション機関 6 つのうち、NWCCU 以外の 5 機関が両者による認証を受けている。

NWCCU は、以前は両者による認証を受けていたが、現在は CHEA による認証は受けておらず、連邦教育省による認証のみである²²⁾。

C. 評価の方法と本研究の目的

日本の認証評価では、文部科学省令「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第 1 条第 1 項第 4 号により、評価方法に、大学が自ら行う点検および評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動などの状況についての実地調査が含まれていることが定められており、大学が作成する自己点検・評価書を基に、認証評価機関が書面評価と実地調査を行う²⁷⁾²⁸⁾²⁹⁾。

米国のアクレディテーションは、メンバーシップの認定を原則としており、5 年から 10 年に一度行われる大学の包括的評価は、そのメンバーシップの継続の可否ないしメンバーシップへの加盟の可否を問うために行われる評価というのが基本的な考えである³⁰⁾。アクレディテーションの手順は、大学による自己点検・評価報告書の作成・申請、アクレディテーション機関による訪問調査、最終判定・異議申立て、という流れになっており、日本の認証評価の手順と類似している。審査スケジュールや審査の周期は各々のアクレディテーション機関で定められており、包括的審査を 3 年ごとに行う機関、5 年ごとに行う機関、また 10 年ごとに包括的審査を行うとともに、特定領域の中間審査を周期途中で行う機関などさまざまである¹⁵⁾。なお、MSCHE は、10 年ごとに包括的審査を行ってきたが、2017 年度からは、8 年ごとへと変更される³¹⁾。

日本の認証評価と米国のアクレディテーションで異なる点としては、評価機関の選択方法が挙げられる。日本の認証評価では、大学自らが前述の 3 つの認証評価機関のうち一つを選択し、その機関による評価を受けるが、米国のアクレディテーションでは、各評価機関で担当地域が決まっており、大学が評価機関の選択をすることはできない。日本には 777 校 (2016 年調査)³²⁾ の大学があり、大学基準協会は第 1 期 (2004 年

第1表 評価機関別認証評価の実施大学数

| 評価機関 | | 国立 | 公立 | 私立 | 株立 | 計 |
|-------------------|---------------------|-----|----|-----|----|-----|
| 大学基準協会 | 第1期 (2004～2010年) | 1 | 41 | 282 | 0 | 324 |
| | 第2期 (2011～2015年) | 1 | 26 | 176 | 1 | 204 |
| | 計 | 2 | 67 | 458 | 1 | 528 |
| 大学改革支援・ 学位授与機構 | 第1期 (2005～2011年) | 85 | 40 | 7 | 0 | 132 |
| | 第2期 (2012～2015年) | 74 | 10 | 3 | 0 | 87 |
| | 計 | 159 | 50 | 10 | 0 | 219 |
| 日本高等教育 評価機構 | 第1期 (2005～2011年) | 0 | 0 | 285 | 0 | 285 |
| | 第2期 (2012～2015年) | 0 | 0 | 172 | 2 | 174 |
| | 計 | 0 | 0 | 457 | 2 | 459 |

再評価は含まない。

出所：大学基準協会，大学改革支援・学位授与機構，日本高等教育評価機構の各ウェブサイトより作成

2010年)に延べ324校³³⁾，大学改革支援・学位授与機構は第1期(2005～2011年)に延べ132校³⁴⁾，日本高等教育評価機構は第1期(2005～2011年)に延べ285校³⁵⁾の評価を実施した。第1表は，各認証評価機関における認証評価の実施大学数を国公立株立別で集計したものである。この認証評価機関ごとの国公立の偏りについて，川嶋(2012)は，日本高等教育評価機構が日本私立大学協会を母体として設置された経緯など，大学と認証評価機関の関係性について言及している³⁶⁾。一方，米国には4,724校(2014年調査)³⁷⁾の大学があり，そのうち3,049校(2012～2013年)³⁸⁾が地域別アクレディテーションを受けている。

以上を踏まえ，本研究は，日本の認証評価における大学図書館の評価について，認証評価のモデルとなった米国のアクレディテーションや，図書館評価に関する国際規格等との比較によって，その位置づけ，意義と限界を明らかにすることを目的とする。そして，認証評価における大学図書館評価の枠組みについて検討を行う。

II. 先行研究と問題の所在

認証評価における大学図書館評価に関する論考は多数発表されており³⁹⁾，主な指摘は以下のとおりである。

まず，評価基準・評価項目の図書館部分に関して言及しているものとして，塩見(2007)⁴⁰⁾，長谷川ほか(2011)¹²⁾，梅澤(2011)⁴¹⁾が挙げられる。塩見(2007)は，3つの認証評価機関の自己点検評価項目について述べ，図書館部分の評価は“旧大学設置基準(昭和31年)にある施設・設備，資料が主となっていて，これらの項目にある図書館活動，専門的職員等に関するものが充分でない，あるいは欠落している”⁴⁰⁾と課題を提示している。また同様に，長谷川ほか(2011)は，大学改革支援・学位授与機構の第1期における評価基準の図書館部分を分析し，“施設としての図書館の最低基準を測っているに過ぎ”¹²⁾ないとし，梅澤(2011)は，大学図書館における業務アウトソーシングの現状と危険性について考察し，認証評価のなかで図書館の研究支援や情報リテラシー教育を評価する項目がないと指摘している⁴¹⁾。さらに，認証評価結果の図書館部分を分析した研

究として、森(2005)は、認証評価元年である2004年度に大学基準協会による認証評価を受けた34大学の結果から、大学図書館に関する部分を分析し、“教育活動と連携を持った図書館活動についてもっと言及があってしかるべき”⁴²⁾と論じている。また、大学基準協会における2004～2010年度(7年間)の評価結果(324大学)の「長所」、「助言」、「勧告」を分析した研究(大学基準協会(2012))では、図書館部分における「長所」は、“開館時間の長さや閲覧座席数など、やや外形的な評価にとどまっている”³³⁾[p.79]としている。先に発表した拙稿では、3つの認証評価機関において、大学図書館がどのように評価されているかを、認証評価機関の評価基準と評価結果を基に考察し、“大学図書館の機能・役割のうち、認証評価でも評価されているものとしてコレクション構築が、一部評価されているものとして学習支援および社会貢献が、評価が少ないものとして教育支援、研究支援、ナビゲーション、他機関等との連携、国際対応がある”¹³⁾[p.29]と指摘した。

つまり、認証評価の枠組みにおける大学図書館評価は、施設・設備面の最低限の評価だけで、大学図書館の人的支援による教育支援や研究支援の評価が要請されていない、と論じられている。

認証評価の評価項目は評価機関ごとに改定が重ねられており、改善された部分もある。その一つが人的支援を評価する傾向であり、認証評価開始当初は3機関ともに図書館の専門的な知識を有する職員の配置を評価していなかったが、最新の評価項目または根拠となる資料・データには組み込まれるようになっていく¹³⁾[p.12-13]。具体的には、大学基準協会の評価の視点に、“司書の資格等の専門能力を有する職員の配置”⁴³⁾が記載され、大学改革支援・学位授与機構も、“図書館専門職員等の配置状況を分析”⁴⁴⁾することが求められるようになった。しかし、本章で述べてきた先行研究による指摘は、現行の認証評価における図書館評価の問題点についての的を射ていると言えよう。認証評価は、評価基準、評価項目の整理・削減が進められている一方で、最低限の質保証から

質の向上を目指す制度への改正が進められているという側面⁴⁵⁾を考慮すると、認証評価全体の改善を図るうえで、大学図書館が関連する部分の評価も改善が必須である。とはいえ、認証評価全体の作業の効率化が進められるなか⁴⁶⁾、図書館部分の評価を詳細かつ手厚くすべきという提案は合理的ではない。

以上を踏まえ、大学全体の発展に資する認証評価に向けた大学図書館評価を検討するうえで、先行研究では以下の三点についての検討が不十分であると考えられるため、本研究で検討を試みることにする。

一点目は、日本の認証評価と、そのモデルとなった米国のアクレディテーションにおける評価基準の体系的な比較検討である。認証評価における大学図書館評価を検討するためには、まず、認証評価が何を評価しているかを明らかにすることが必要である。認証評価は、各評価機関が定めた評価基準に基づいて行われる⁴⁷⁾が、評価機関によって評価基準や評価方法が異なるため、一定水準による質の保証は実現されていないといった指摘がある⁴⁸⁾。また、各評価機関における評価基準は、頻繁に改定されており、大学の何を評価し、それがどのように変化しているのかが、明らかになっていない。これらの問題を有する日本の認証評価は、米国のアクレディテーション制度をひな形として制度化されたものであり⁴⁹⁾[p.106]、両者の共通点および相違点を明らかにすることは、大学全体の発展に資する大学評価(認証評価)に向けた大学図書館評価の検討に有益であると考えられる。また、日本の認証評価、米国のアクレディテーションにおける評価基準に影響を与えている機関の認証基準の分析も必要である。

二点目は、日米の認証評価・アクレディテーションにおける評価基準のなかで、図書館がそれぞれどのような位置づけになっているかの検討である。米国のアクレディテーションにおける評価基準を分析対象に、大学図書館の位置づけを論じた研究はいくつか存在する。Lindauer(1998)⁵⁰⁾は、米国のアクレディテーション機関や高等教育

機関、専門機関が、教育・学習の効果や影響の測定を強調するようになったことを背景とし、アクレディテーション機関の大学評価基準、ACRLの基準、高等教育アウトカム・アセスメント研究の成果と、パフォーマンスの有効性研究の調査を行った。その結果、アクレディテーション機関の大学評価基準において、「アクセス、有効性、効用」、「コレクションと学習資源」、「情報リテラシー」、「情報技術」、「成果評価（アウトカム・アセスメント）」、「教員やその他の大学職員とのコラボレーション」、「職員」の観点での貢献が期待されている、と述べている。また、Lindauer (2002)⁵¹⁾は、地域別アクレディテーション機関の大学評価基準や関連する解説文書から、大学評価基準では「成果評価（アウトカム・アセスメント）」、「遠隔教育」、「情報リテラシー」、「教育と学習におけるコラボレーション」、「イノベーションおよび検証実験の奨励」を強調する傾向が明らかになった、としている。しかし、日米の認証評価・アクレディテーションにおける評価基準の枠組みのなかで、大学図書館がどのような位置づけになっているかは明らかになっていない。

三点目は、日米の認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価と、ISO・JIS規格の図書館評価との比較検討である。前述のとおり、認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価に関する研究は多い。一方、研究者や図書館関連団体による、図書館評価についての理論や実践の蓄積も多く、例えば、国際標準化機構（ISO）は図書館評価に関する国際規格を制定している。図書館評価に関する国際規格は、ISO第46専門委員会（情報とドキュメンテーション）（ISO/TC46）の第8分科委員会（品質-統計とパフォーマンス評価）（SC8）が構成してきた⁵²⁾。ISO2789（図書館統計）⁵³⁾（対応するJIS規格は、JISX0814 図書館統計⁵⁴⁾）、ISO11620（図書館パフォーマンス指標）⁵⁵⁾（対応するJIS規格は、JISX0812 図書館パフォーマンス指標⁵⁶⁾）を発表した後、残されていた「図書館がもたらすインパクトや価値」に関する規格という課題を検討するために、SC8は日本を含む13ヶ国のエキスパー

トによるワーキング・グループを設置し、2014年にISO16439（図書館のインパクト評価のための方法と手順）⁵⁷⁾を制定した⁵²⁾。

ISOの「規格」とは、“与えられた状況において最適な秩序を達成することを目的に、共通的に繰り返して使用するために、活動又はその結果に関する規則、指針又は特性を規定する文書”⁵⁸⁾とされ、“科学、技術及び経験を集約した結果に基づき、社会の最適の利益を目指すことが望ましい”⁵⁸⁾としている。さらに、ISOの活動には、毎年、世界中のあらゆる地域から30,000人を超す専門家が参加しており、“ISO国際規格は、ISO会員団体間のコンセンサスの結果”⁵⁹⁾である。つまり、ISO16439は、図書館評価に関する専門家の知見の集約である。永田（2010）は、行政評価や認証評価の枠組みで行われる図書館評価は、テンプレートに従った形式的な評価で、“専門的な評価がうすく、図書館活動の改善のためのものになってはいない”⁹⁾と指摘したが、ISO16439は、この“専門的な評価”にあたるものである。ゆえに、本研究の目的である、日本の認証評価における大学図書館の評価の位置づけ、意義と限界を明らかにするためには、“専門的な評価”であるこのISO16439などとの比較が重要である。しかし、認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価と、国際規格などの図書館評価とを比較した研究は、管見の限り行われていない。このため、ISO16439などから得られた知見は、認証評価における大学図書館評価で活かされておらず、検討が必要である。

以上の問題点を踏まえ、次章では、本研究の方法について説明する。

III. 方法

前章では、先行研究において検討が不十分と考えられる三点を指摘した。本研究では、日米の認証評価・アクレディテーションに着目したうえで、この三点について検討すべく研究課題を設定し、それぞれについて調査・分析を行う。すなわち、第一に、日本の認証評価と、そのモデルとなった米国のアクレディテーションにおける評価

基準を体系的に比較検討する。第二に、日米の認証評価・アクレディテーションにおける評価基準のなかで、図書館がそれぞれどのような位置づけになっているかを明らかにする。第三に、日米の認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価と、ISO・JIS規格の図書館評価とを比較検討する。本章では、それぞれの研究課題における調査対象と分析方法について示す。

A. 日米の大学評価基準における大学の評価の分析

学校教育法第109条第4項には、「認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準に従って行うものとする」とある。同法では、認証評価を行うために認証評価機関が「大学評価基準」を定めることが規定されており、その細目は施行規則⁶⁰⁾、省令⁶¹⁾により規定されている。なお、日本の3つの認証評価機関のうち、大学基準協会はその名称を「大学基準」、他の2機関は「大学評価基準」としている。一方、米国では、連邦規則集34巻602条(34 CFR Part 602)において、連邦教育省の認証基準(criteria for recognition)が定められている。米国で大学認証評価を行う各アクレディテーション機関は、ここに挙げられた項目に基づき、アクレディテーションの基準(standards)の策定が求められている²⁰⁾[p.43]。米国で地域別アクレディテーションを行う6機関のうち、5つは基準(standard)という用語を使用し、1つは規準(criteria)という用語を使用しているが、本研究では、日米まとめて「大学評価基準」と呼ぶ。

以上の点を踏まえ、日米の認証評価・アクレディテーションが大学の何を評価しているのかを明らかにするために、以下の調査・分析を行う。

まず、日本の4年制大学の機関別認証評価を行う3機関、米国の地域別アクレディテーションを行う6機関の現行の大学評価基準を比較検討する。次に、日本の認証評価が始まった2004年以降の大学評価基準の変遷を調査し、改定前後での内容分析により比較を行う。また、認証評価機関の監督を行う日本の1機関、米国の2機関の文書

を基に、大学評価基準の改定に影響を与えた監督機関の基準について調査する。

B. 日米の大学評価基準における図書館の位置づけと役割の分析

日米の認証評価・アクレディテーションの枠組みにおける大学図書館の位置づけを明らかにするために、日本の3つの認証評価機関、米国の6つのアクレディテーション機関の計9機関における大学評価基準を調査し、大学図書館部分の記述について、分類したうえで分析を行う。

C. 日米の認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価と、ISO・JIS規格の図書館評価との比較

前章で、認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価と、図書館評価に関する国際規格との比較検討の必要性を説明したが、特にISO16439は、図書館インパクト評価のための方法と手順の規格であるため、大学図書館を評価するために用いるのは有効であると考えられる。

そこで、認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価と、ISO・JIS規格の図書館評価との相違点を明らかにするため、まず、大学図書館評価における語句と定義について、ISO16439を手がかりに整理する。次に、認証評価・アクレディテーションにおける評価指標(評価の根拠となるデータ例)を各評価機関のウェブサイトから収集し、図書館に関連する部分を抽出したうえで、ISO16439で定義されたインプット、アウトプット、アウトカムなどに分類し、ISO・JIS規格の図書館評価と比較検討する。

IV. 結果・考察

A. 日米の大学評価基準における大学評価の類型と変遷

本節では、III章A節で説明した、「日米の認証評価・アクレディテーションが大学の何を評価しているのか」という研究課題の結果と考察を示す。

第2表 大学評価基準の大項目名一覧

| 日本高等教育評価機構 ⁶⁶⁾ | 大学基準協会 ⁶⁹⁾ | 大学改革支援・学位授与機構 ⁷⁰⁾ |
|---|---|--|
| 1 使命・目的等 2 学修と教授 3 経営・管理と財務 4 自己点検・評価 | 1 理念・目的 2 教育研究組織 3 教員・教員組織 4 教育内容・方法・成果 5 学生の受け入れ 6 学生支援 7 教育研究等環境 8 社会連携・社会貢献 9 管理運営・財務 10 内部質保証 | 1 大学の目的 2 教育研究組織 3 教員及び教育支援者 4 学生の受入 5 教育内容及び方法 6 学習成果 7 施設・設備及び学生支援 8 教育の内部質保証システム 9 財務基盤及び管理運営 10 教育情報等の公表 |
| WSCUC ⁷¹⁾ | NCA-HLC ⁷²⁾ | NWCCU ⁷³⁾ |
| 1 大学の目的の策定、教育目標の明確化 2 中心的な機能による教育目標の達成 3 品質および持続可能性を確保するための、資源および組織的な構造の開発と適用 4 質保証、学習、および改善を表明する組織の開発 | 1 使命 2 誠実性：倫理的で責任ある行動 3 教育と学習：質、資源、および支援 4 教育と学習：評価と改善 5 資源、計画、および機関の有効性 | 1 使命とコアテーマ 2 資源と能力 3 計画と実行 4 有効性と改善 5 使命の達成、適合、および持続可能性 |
| NEASC-CIHE ⁷⁴⁾ | MSCHE ⁷⁵⁾ | SACS-COC ⁶³⁾ |
| 1 使命と目的 2 計画・評価 3 組織と統治 4 課程 5 学生 6 教育、学習、スカラシップ 7 機関資源 8 教育の有効性 9 誠実性、透明性、情報開示 | 1 使命と目標 2 計画、資源割当、組織更新 3 機関資源 4 リーダーシップと統治 5 管理運営 6 誠実性 7 機関アセスメント 8 入学状況 9 学生支援サービス 10 教員 11 教育内容 12 一般教育 13 関連教育活動 14 学習評価 | 1 誠実性の綱 2 中心的な要件 3 総合的な評価基準 (1) 大学の使命 (2) 統治と管理運営 (3) 機関の有効性 (4) すべての教育課程 (5) 学士課程 (6) 博士課程と生涯教育課程 (7) 教員 (8) 図書館とその他の学習資源 (9) 学務と学生サービス (10) 財源 (11) 物的資源 (12) 変更の手続きと方針 (13) 委員会のその他の方針を遵守する責任 (14) 委員会でのステータスの表示 4 連邦政府の要求事項 |

2016年7月時点で有効な基準を日米に分け、基準数が少ない順に配列。日本語訳は筆者による。

1. 日米の大学評価基準の類型分類

第2表は、日本の4年制大学の機関別認証評価を行う3機関、米国の地域別アクレディテーションを行う6機関における2016年7月時点で有効な大学評価基準の大項目名を示したものである。

大学評価基準は、日本の3機関においては日本高等教育評価機構が4基準、大学基準協会と大学改革支援・学位授与機構が10基準で構成さ

れており、米国の6機関においてはWSCUCが4基準、NCA-HLC、NWCCUが5基準、NEASC-CIHEが9基準、MSCHEが14基準⁶²⁾で構成されている。SACS-COCの「アクレディテーションの原則」(The principles of accreditation)⁶³⁾は、(1) 誠実性の綱(報告書が正直に記述されているか)、(2) 中心的な要件(を満たしているか)、(3) 総合的な評価基準((2)の具体的な事

第3表 日米の大学評価基準の類型分類

| | 構成要素型 | 行動規範型 |
|----|---------------------------------------|---------------------------|
| 日本 | 大学基準協会 大学改革支援・学位授与機構 日本高等教育評価機構 | — |
| 米国 | NEASC-CIHE MSCHE SACS-COC | WSCUC NCA-HLC NWCCU |

項), (4) 連邦政府の要求事項 (を満たしているか) の4セクションから成る。セクション3はセクション2の内容を具体化した14の評価基準で構成されており⁶⁴⁾, 本稿では, セクション3の総合的な評価基準を, 大学評価基準にあたるものとして扱う。

第3表は, 日米9機関の大学評価基準について, 日米間での違いやそれぞれの特性を明らかにするために, 基準がどのような要素から構成されているかに着目し, 類型分類を試みた結果を示したものである。

まず, 第一の類型は, 大学を構成する個々の要素によって基準が構成されているもので, ここでは「構成要素型」と呼ぶこととする。本稿での「構成要素」とは, あるものごとを成り立たせている基本的な内容や条件のことをいい, 「構成要素型」の大学評価基準は, 大学の使命・目的, 教育研究組織, 教育内容など, 大学を成り立たせるものが, 項目名として構成されている。

そして, 第二の類型は, 大学が遂行すべき概括的内容によって基準が構成されているもので, ここでは「行動規範型」と呼ぶこととする。本稿での「行動規範」とは, 組織などが遂行していく基本的姿勢や方針で, 「行動規範型」の大学評価基準は, 「行動」, 「実行」, 「開発」, 「計画」, 「改善」などの語句で構成されている。

日本の大学評価基準は, 3機関すべてが構成要素型に分類されると考えられる。大学基準協会および大学改革支援・学位授与機構における大学評価基準は, 大学を構成する10の要素の羅列から成る典型的な構成要素型と言える。日本高等教育評価機構における大学評価基準は, 基準数が4つと少ないが, 旧11基準の重複部分を整理したも

のであり⁶⁵⁾, 大学の基本的・共通的な最小限の事項を設定している⁶⁶⁾構成要素型である。

一方, 米国の大学評価基準は, NEASC-CIHE, MSCHE, SACS-COCの3機関が構成要素型に, WSCUC, NCA-HLC, NWCCUの3機関が行動規範型に分類されると考えられる。NEASC副ディレクターのパトリシア・オブライエンは, NEASC-CIHEにおける大学評価基準について“大学のすべての側面を対象”⁶⁷⁾としていると述べていることから, 構成要素型に分類される。WSCUCにおける大学評価基準は2002年に大幅に改定され, 9基準から4基準へと絞り込まれた⁶⁸⁾。大学評価基準では, 大学の目的の策定, 教育目標の明確化や教育目標の達成, 品質および持続可能性などを重視することが表れており, “基準に適合しているかどうかよりも, 質を実証できているかどうかを求めている”⁶⁸⁾こともあり, 行動規範型に分類した。NCA-HLC, NWCCUにおける大学評価基準についても, 大学として遂行が求められる内容によって構成されていることから, 行動規範型と言えらる。

2. 日米の大学評価基準の語句

第2表で示した大学評価基準の大項目は, 各機関の評価の特色が表現されたものであることから, この大項目名に用いられている語句を比較した。第4表は, 日本3機関, 米国6機関の計9機関における大学評価基準の大項目の語句のうち, 3機関以上で出現した語句を多い順に並べた結果を示したものである。大学全体の目標に関する「使命」, 「目的」, 「purposes」, 「mission」, 「goals」のいずれかの語句は, 9機関すべての大学評価基準の基準1で出現していた。「経営・管理運営 (administration)」, 「教員・教員組織 (faculty)」, 「財務・財源 (financial resources)」, 「学生支援 (student support services, student affairs and services)」は, 構成要素型のうち, 4~5機関の大学評価基準で出現していた。構成要素型の大学評価基準は, 大学を構成する個々の要素によって基準が構成されていることから, これらは大学の構成要素として重要視されていることが伺える。「計画 (planning)」とい

大学機関別認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館の位置づけと役割：図書館評価規格の活用を視野に入れて

第4表 大学評価基準の大項目名における類出語句

| | 構成要素型 | | | | | | 行動規範型 | | |
|---|------------|---------------------------|--------------------|----------------|-------|--------------|-------|-------|-------------|
| | 大学基準 協会 | 大学改革 支援・ 学位授与 機構 | 日本高等 教育評価 機構 | NEASC- CIHE | MSCHE | SACS- COC | WSCUC | NWCCU | NCA- HLC |
| 使命・目的 purposes・ mission・ goals | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 経営・ 管理運営 administration | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | |
| 教員・ 教員組織 faculty | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | |
| 財務・財源 financial resources | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | |
| 学生支援 student support services, student affairs and services | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | |
| 計画 planning | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 有効性 effectiveness | | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 教育内容・ 教育方法 educational offerings | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 学生の受け入 れ・入学状況 student admissions and retention | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 内部質保障・質 保障 quality assurance | ○ | ○ | | | | | ○ | | |
| 統治 governance | | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 誠実性 integrity | | | | ○ | ○ | | | | ○ |
| 資源 resources | | | | | | | ○ | ○ | ○ |
| 改善 improvement | | | | | | | ○ | ○ | ○ |

3機関以上に出現した語のみで作表。出所は第2表と同じ。
「資源（resources）」は単独で用いられている場合を集計。

う語句は構成要素型の2機関（NEASC-CIHE, MSCHE）および行動規範型の2機関（NCA-HLC, NWCCU）で出現しており、出現が米国の4機関であることが特徴的である。第4表では3機関以上で出現した語句のみを記載したため現れていないが、「持続可能性（sustainability）」という語句も、米国の行動規範型の2機関（WSCUC, NWCCU）では出現していた。1機関のみで出現した語句としては「社会連携・社会貢献」（大学基準協会）、「機関アセスメント（institutional assessment）」（MSCHE）などがみられた。

日本の機関の大学評価基準に特徴的なのは、「教育研究組織」の語句であり、米国の機関の大学評価基準に特徴的なのは、「計画（planning）」、「統治（governance）」、「誠実性（integrity）」、「有効性（effectiveness）」、「持続可能性（sustainability）」、「図書館・情報・学習資源（library and other learning resources, library

and other information resources）」などの語句であった。

3. 日米の大学評価基準の変遷および監督機関の基準

日米の9機関が定めた大学評価基準は、各機関で頻繁に改定が行われ、第2表に示した現行（2016年7月時点有効）のものに至っている。そこで、各機関の大学評価基準の改定について、日本の認証評価制度が始まった2004年以降の変遷を調査した結果を第5表に示す。欄内の上段の数字は、大学評価基準の大項目数の合計、下段の数字は大項目直下の下位項目数の合計を表している。なお、下位項目以下の項目を定めている機関もあるが、日米9機関で統一するため、集計は大項目数およびその直下の下位項目数のみとした。また、大学基準協会の大学基準は、それぞれ複数の「点検・評価項目」で構成されているため⁷⁶⁾、「点検・評価項目」を下位項目として集計

第5表 日米大学評価基準数の変遷

| | '04 | '05 | '06 | '07 | '08 | '09 | '10 | '11 | '12 | '13 | '14 | '15 | '16 |
|---|-------------|-----------|-----------|----------|---------|----------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 日本高等教育 評価機構 ⁷⁷⁾⁷⁸⁾ | | 11 35 | | | | | | | 4 22 | | | | |
| 大学基準 協会 ⁷⁹⁾⁸⁰⁾⁸¹⁾ | 15 205 | | | | | 10 45 | | | | | | | |
| 大学改革支援・ 学位授与 機構 ⁸²⁾⁸³⁾ | 11 36 | | | | | | | 10 24 | | | | | |
| WSCUC ⁷¹⁾⁸⁴⁾ | | | | | 4 42 | | | | | 4 39 | | | |
| NCA- HLC ⁷²⁾⁸⁵⁾⁸⁶⁾⁸⁷⁾ | (5) (21) | | | | | | | | 5 21 | | 5 21 | | |
| NWCCU ⁷³⁾⁸⁸⁾ | (9) (34) | | | | | | 5 15 | | | | | | |
| NEASC- CIHE ⁷⁴⁾⁸⁹⁾⁹⁰⁾ | | 11 172 | | | | | | 11 187 | | | | | 9 184 |
| MSCHE ⁷⁵⁾⁹¹⁾⁹²⁾ | | | 14 155 | | | | | 14 156 | | | | 7 46 | |
| SACS- COC ⁶³⁾⁹³⁾⁹⁴⁾⁹⁵⁾ | | | 14 58 | 14 58 | | 14 59 | | 14 58 | | | | | |

数字の上段は、大学評価基準の大項目数の合計、下段は、大項目直下の下位項目数の合計。出所に特に断りがない限り、新基準が有効（effective）になった年ではなく、大幅な改定（revise）または採用（adopt）された年を基に作成。丸括弧内は2003年の大学評価基準数。

第6表 大学基準協会の大学基準の新旧対照表（評価項目名）

| 2004 ⁷⁹⁾ | 2009 ⁹⁶⁾ |
|---------------------|---------------------|
| 1 理念・目的 | 1 理念・目的 |
| 2 教育研究組織 | 2 教育研究組織 |
| 3 教育内容・方法 | 3 教員・教員組織 |
| 4 学生の受け入れ | 4 教育内容・方法・成果 |
| 5 学生生活 | 5 学生の受け入れ |
| 6 研究環境 | 6 学生支援 |
| 7 社会貢献 | 7 教育研究等環境 |
| 8 教員組織 | 8 社会連携・社会貢献 |
| 9 事務組織 | 9 管理運営・財務 |
| 10 施設・設備 | 10 内部質保証 |
| 11 図書・電子媒体等 | |
| 12 管理運営 | |
| 13 財務 | |
| 14 点検・評価 | |
| 15 情報公開・説明責任 | |

下線は筆者による。

した。

第5表に示した調査結果からは、2004年以降、日米共通して大項目数および下位項目数とも減少傾向を示していることがわかった（大項目数の減少は日本の3機関およびNWCCU、NEASC-CIHE、MSCHEの計6機関、下位項目数の減少は日本の3機関とWSCUC、NWCCU、MSCHEの計6機関）。

日本ではすべての大学が7年以内に1回、認証評価を受けることが義務づけられており、各認証評価機関でも7年を区切りとし、大学評価基準の改定などを行っている。大学評価基準は、大学基準協会では2009年、大学改革支援・学位授与機構では2011年、日本高等教育評価機構では2012年に大幅な改定が行われた。第5表では改定年を基準としているため機関ごとにずれがあるが、認証評価第2期の前でそれぞれ改定が行われている。

第6表は、大学基準協会における大学基準について、2009年改定時での評価項目名の新旧対照表を示したものである。基準数は15から10に減少し、基準の統合が図られたことが見てとれる。図書館に関する基準に注目すると、当初存在していた「図書・電子媒体等」という独立した基

第7表 大学改革支援・学位授与機構の大学評価基準の新旧対照表（評価項目名）

| 2004 ⁸²⁾ | 2011 ³⁴⁾⁹⁷⁾ |
|-----------------------|------------------------|
| 1 大学の目的 | 1 大学の目的 |
| 2 教育研究組織（実施体制） | 2 教育研究組織 |
| 3 教員及び教育支援者 | 3 教員及び教育支援者 |
| 4 学生の受入 | 4 学生の受入 |
| 5 教育内容及び方法 | 5 教育内容及び方法 |
| 6 教育の成果 | 6 学習成果 |
| 7 学生支援等 | 7 施設・設備及び学生支援 |
| 8 施設・設備 | 8 教育の内部質保証システム |
| 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム | 9 財務基盤及び管理運営 |
| 10 財務 | 10 教育情報等の公表 |
| 11 管理運営 | |

下線は筆者による。

準が、「教育研究等環境」に組み込まれることとなった。

第7表は、大学改革支援・学位授与機構における大学評価基準について、2011年改定時での評価項目名の新旧対照表を示したものである。基準数は11から10に減少し、それに伴って図書館部分を評価していた「学生支援等」および「施設・設備」の基準が、「施設・設備及び学生支援」に統合された。

第8表は、日本高等教育評価機構における大学評価基準について、2012年改定時での評価項目名の新旧対照表を示したものである。この改定で基準の大規模な整理が行われ、基準数は11から4に大幅に減少した⁶⁵⁾。4基準のほかに、大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、独自の基準を設定することが求められ⁶⁵⁾、旧基準の「社会連携」は、この独自基準の枠組みで評価されることが想定されている。図書館部分を評価していた基準「教育研究環境」は、基準「学修と教授」内の「教育環境の整備」へと組み込まれた。

なお、大学改革支援・学位授与機構における基準の改定で、「教育情報等の公表」という基準が加わった（第7表）。その背景として、日本の認

証評価機関の監督を行う機関による影響が考えられる。この監督機関の基準についても、「大学評価基準」部分の改定が2010年6月15日に行われており、その変更点を第9表に示す。大学評価基準に定めるべき項目として、「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が追加され⁹⁸⁾、この追加の目的は、大学による教育情報の公表を促進すること⁹⁹⁾とされている。

一方、米国の大学評価基準の変更・改定は、細かい部分（エビデンスの例示の内容など）で頻繁に行われている。以下では、2004年以降に変更

第8表 日本高等教育評価機構の大学評価基準の新旧対照表（評価項目名）

| 2005 ⁷⁷⁾ | 2012 ⁶⁵⁾⁷⁸⁾ |
|------------------------|------------------------|
| 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 | 1 使命・目的等 |
| 2 教育研究組織 | 2 学修と教授 |
| 3 教育課程 | 3 経営・管理と財務 |
| 4 学生 | 4 自己点検・評価 |
| 5 教員 | |
| 6 職員 | |
| 7 管理運営 | |
| 8 財務 | |
| 9 教育研究環境 | |
| 10 社会連携 | |
| 11 社会的責務 | |

下線は筆者による。

されたア krediteーション機関の大学評価基準について、図書館部分を中心に述べる。

NWCCUについては、2010年に基準が改定され、基準数は9から5に減少した。第10表は、評価項目名の新旧対照表を示したものである。この改定は、90年を超えるNWCCUの歴史においても大規模なものであった¹⁰⁰⁾。元来は最大10年に一度のレビューであったものを、大学評価基準ごとにレビューを分割し¹⁰⁰⁾、1年目に基準1についてのレポート提出、3年目に基準2も含めたレポート提出というように、7年をかけて行う方法に変更された¹⁰¹⁾。図書館部分については、2003年時点であった「図書館および情報資源」という独立した基準が、改定により「資源と能力」の基準のなかに組み込まれた。

NEASC-CIHEについては、2016年に基準が改定され、基準数は11から9に減少した。第11表は、評価項目名の新旧対照表を示したものである。改定前にあった「図書館と他の情報資源」という独立した基準は、改定により「機関資源」の基準のなかに組み込まれた。なお、NEASC-CIHEのア krediteーションでは、総合評価（Comprehensive Evaluation）のための自己点検・評価で求められるデータフォーム（Data First forms）が公開されているが、これについ

第9表 監督機関（日本）の基準の新旧対照表

| 2004年3月12日制定 | 2010年6月15日改正 |
|--|--|
| 学校教育法第69条の4第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 | 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 |
| 第1条第2項 (略) 当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする | 第1条第2項 (略) 当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする |
| 1 教育研究上の基本となる組織に関すること | 1 教育研究上の基本となる組織に関すること |
| 2 教員組織に関すること | 2 教員組織に関すること |
| 3 教育課程に関すること | 3 教育課程に関すること |
| 4 施設及び設備に関すること | 4 施設及び設備に関すること |
| 5 事務組織に関すること | 5 事務組織に関すること |
| 6 財務に関すること | 6 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること |
| 7 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること | 7 財務に関すること |
| | 8 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること |

下線は筆者による。

大学機関別認証評価・ア krediteーションにおける大学図書館の位置づけと役割：図書館評価規格の活用を視野に入れて

第 10 表 NWCCU の大学評価基準の新旧対照表（評価項目名）

| 2003 ⁸⁸⁾ | 2010 ⁷³⁾ |
|---------------------|---------------------|
| 1 大学の使命と目的 | 1 使命とコアテーマ |
| 2 教育課程およびその効果 | 2 <u>資源と能力</u> |
| 3 学生 | 3 計画と実行 |
| 4 教員 | 4 有効性と改善 |
| 5 <u>図書館および情報資源</u> | 5 使命の達成、適合、および持続可能性 |
| 6 統治と管理 | |
| 7 財政 | |
| 8 物理的な資源 | |
| 9 機関誠実性 | |

下線は筆者による。

第 11 表 NEASC-CIHE の大学評価基準の新旧対照表（評価項目名）

| 2011 ⁹⁰⁾ | 2016 ⁷⁴⁾ |
|---------------------|---------------------|
| 1 使命と目的 | 1 使命と目的 |
| 2 計画・評価 | 2 計画・評価 |
| 3 組織と統治 | 3 組織と統治 |
| 4 課程 | 4 課程 |
| 5 教員 | 5 学生 |
| 6 学生 | 6 教育、学習、スカラシップ |
| 7 <u>図書館と他の情報資源</u> | 7 機関資源 |
| 8 物的・技術的資源 | 8 教育の有効性 |
| 9 財源 | 9 誠実性、透明性、情報開示 |
| 10 情報開示 | |
| 11 誠実性 | |

下線は筆者による。

でも 2016 年に改定されている。改定前の 2014 年のデータフォームでは、「図書館と他の情報資源」の根拠資料として、コレクション数やスタッフ数以外にも「図書館講習会の回数」、「レファレンスライブラリアンが対面で受付・回答した質問数」、「レファレンスライブラリアンが、電子メール、チャット、他の非対面での方法で受付・回答した質問数」、「図書館によって利用されている電子リザーブがあるならば、その支援された科目（授業）数」、「図書館によって利用されている電子リザーブがあるならば、そのアイテム数」、「FTE 当たりの総貸出数（予約を除く）」、「フルテキスト提供数（自館で利用可能なもののみ）」、「開講

第 12 表 MSCHE の大学評価基準の新旧対照表（評価項目名）

| 2011 ⁷⁵⁾ | 2015 ⁹²⁾ |
|---------------------|---------------------|
| 1 使命と目標 | 1 使命と目標 |
| 2 計画、資源割当、組織更新 | 2 倫理と誠実性 |
| 3 <u>機関資源</u> | 3 学生の学習生活の設計および提供 |
| 4 リーダーシップと統治 | 4 学生生活の支援 |
| 5 管理運営 | 5 教育の有効性評価 |
| 6 誠実性 | 6 計画、資源、および大学の改善 |
| 7 機関アセスメント | 7 統治、リーダーシップ、および運営 |
| 8 入学状況 | |
| 9 <u>学生支援サービス</u> | |
| 10 教員 | |
| 11 <u>教育内容</u> | |
| 12 一般教育 | |
| 13 関連教育活動 | |
| 14 学習評価 | |

下線は筆者による。

学期の週の開館総時間数」など、詳細なデータが求められていた¹⁰²⁾¹⁰³⁾。しかし、2016 年の改定後は、「機関資源」の根拠資料として、スタッフ数以外は「図書館資料の紙媒体と電子媒体の割合」、「デジタルリポジトリの数」などに変更された¹⁰⁴⁾¹⁰⁵⁾。

MSCHE については、2008 年の高等教育機会法（Higher Education Opportunity Act）の制定に伴い、遠隔教育や通信教育の新しい要件を反映するために 2011 年 3 月に基準が改定され⁷⁶⁾、さらに 2017～2018 年度から有効になる基準が 2014 年秋に承認され¹⁰⁶⁾、2015 年にアップデートされた。第 12 表は、2011 年時点の評価項目名と、2015 年にアップデートされた評価項目名の新旧対照表を示したものである。図書館は、2011 年版では「機関資源」内の基本要素、「学習支援サービス」内の「オプションの分析とエビデンス」、「教育内容」内の情報リテラシー関連部分に現れていたが⁷⁶⁾、2015 年版の「Standards for Accreditation and Requirements of Affiliation」では、「図書館」という語句がみられなくなった⁹²⁾。

第13表 米国連邦規則集のアクレディテーション・プレアクレディテーション基準の新旧対照表

| 1999年7月1日 ¹⁰⁸⁾ | 2000年7月1日 ¹⁰⁹⁾ | 2010年7月1日 ¹¹⁰⁾ |
|--|--|--|
| 34巻602条26 | 34巻602条16 | 34巻602条16 |
| 1 カリキュラム | 1 機関のミッションに基づき、 <u>学生の成果が優れていること</u> | 1 機関のミッションに基づき、 <u>学生の成果が優れていること。課程修了、州の資格試験合格率や就職率を考慮するなど、異なる機関やプログラムが定めたそれぞれに見合った水準を含む</u> |
| 2 教員 | 2 カリキュラム | 2 カリキュラム |
| 3 施設・設備・供給品 | 3 教員 | 3 教員 |
| 4 組織の運営規模に応じた財務・運営能力 | 4 施設・設備・供給品 | 4 施設・設備・供給品 |
| 5 学生支援サービス | 5 組織の運営規模に応じた財務・運営能力 | 5 組織の運営規模に応じた財務・運営能力 |
| 6 学生募集、入試業務、学校暦、大学案内、出版物、採点、広報活動 | 6 学生支援サービス | 6 学生支援サービス |
| 7 教育プログラムの期間・授業・費用および学位・証明書の目的 | 7 学生募集、入試業務、学校暦、大学案内、出版物、採点、広報活動 | 7 学生募集、入試業務、学校暦、大学案内、出版物、採点、広報活動 |
| 8 学習時間または単位取得に必要な時間のプログラム期間の計測 | 8 教育プログラム期間の評価と学位・証明書の目的 | 8 教育プログラム期間の評価と学位・証明書の目的 |
| 9 必要に応じたコースの完了の考慮、州のライセンス検査、および就職率などを含むミッションに関連した生徒の学力に関する成功 | 9 アクレディテーション団体に寄せられた学生のクレームに関する記録 | 9 アクレディテーション団体に寄せられた学生のクレームに関する記録 |
| 10 教育省長官が提供する最新データに基づく高等教育法第4章における学生ローンの債務不履行率 | 10 教育省長官が提供する最新の学生ローンの債務不履行率、財務監査・法令監査の結果、プログラムレビュー、あるいはその他の情報に基づいた、高等教育法第4章に基づく機関の教育プログラムに対する法令遵守記録 | 10 教育省長官が提供する最新の学生ローンの債務不履行率、財務監査・法令監査の結果、プログラムレビュー、あるいはその他の情報に基づいた、高等教育法第4章に基づく機関の教育プログラムに対する法令遵守記録 |
| 11 アクレディテーション団体に寄せられた学生のクレームに関する記録 | | |
| 12 財務監査・法令監査の結果、プログラムレビュー、あるいはその他の情報に基づいた、高等教育法第4章に基づく機関の教育プログラムに対する法令遵守記録 | | |

2010年7月1日の和訳は大学評価・学位授与機構 研究開発部 (2012)²⁰⁾を参照。
下線は筆者による。

米国のアクレディテーション機関のうち、WSCUC、NCA-HLC、SACS-COCの3機関は、2004年以降に大幅な改定は行われていないが、WSCUCは2002年に評価基準を大幅に改定し、基準数は9から4に減少している⁶⁸⁾。SACS-COCの大学評価基準は、2007年の改定で、「総合的な評価基準」の「(3) 機関の有効性」の下位に、「(1) 学生の学習成果を含めた教育プログラム」、「(2) 管理支援サービス」、「(3) 教育支援サービス」、「(4) 教育ミッション内の研究 (必要に応じて)」、「(5) 教育ミッションにおけるコミュニティ・公的サービス (必要に応じて)」の5項

目が追加された⁹⁴⁾。2009年の改定では、「総合的な評価基準」の「(3) 機関の有効性」の下位項目に、「質向上計画」が加わり、2011年の改定では、「総合的な評価基準」の「(10) 財源」の下位項目「財務諸表の提出」が削除された⁶³⁾⁹⁵⁾。

第2図で示したように、米国のアクレディテーションの監督機関は連邦教育省とCHEAの2つである。連邦教育省によるアクレディテーション機関の認証基準 (criteria for recognition) は、連邦規則集34巻602条 (34 CFR Part 602) において定められており、CHEAによるアクレディテーション機関の認証基準は、『アクレディテ

第14表 CHEA の認証基準の新旧対照表

| 1998年9月28日 ¹¹⁾ | 2006年1月23日 ¹²⁾ |
|---|---|
| <p>11. 認証基準</p> <p>認証を申請する団体は、CHEA の目的に対応した下記の5つの基準に対応する必要がある</p> <p>A. 教育研究の質の向上</p> <p>B. アカウンタビリティの明示</p> <p>C. 必要な変化や改善のための自己精査および計画の奨励</p> <p>D. 意思決定における適切かつ公正な手続きの採用</p> <p>E. 継続的なア krediteーション実践の再評価</p> | <p>12. 認証基準</p> <p>CHEA の認証を申請するア krediteーション団体には次の6つの基準が適用される</p> <p>A. 教育研究の質の向上</p> <p>B. アカウンタビリティの明示</p> <p>C. 必要な変化や改善のための自己精査および計画の奨励</p> <p>D. 意思決定における適切かつ公正な手続きの採用</p> <p>E. ア krediteーション審査の継続的なレビューの明示</p> <p>F. 十分な資源の保有</p> |

2006年1月23日の和訳は大学評価・学位授与機構 研究開発部 (2012)²⁰⁾を参照。

下線は筆者による。

ション機関の認証：方針と手続き』で定められている。

連邦教育省および CHEA の基準の変遷を確認するために、2004年前後の新旧対照表を第13・14表に示す。米国連邦規則集は2000年と2010年に改定され、2000年版では「機関のミッションに基づき、学生の成果が優れていること」が追加され、2010年版では、より具体的に「課程修了、州の資格試験合格率や就職率を考慮するなど、異なる機関やプログラムが定めたそれぞれに見合った水準を含む」ことに関する基準が追加された(第13表)。一方、CHEA の認証基準は2006年と2010年に改定され、「継続的なア krediteーション実践の再評価」とされていた基準が、2006年の改定時に「ア krediteーション審査の継続的なレビューの明示」に変更されるとともに、「十分な資源の保有」が追加され、基準数が5から6に増えた(第14表)。なお、2010年時の改定では、基準数の変更はなく、下位項目がいくつか変更された¹⁰⁷⁾。

B. 日米の大学評価基準における図書館の位置づけと役割の類型分類

本節では、III章B節で説明した、「日米の認証評価・ア krediteーションの枠組みにおける大学図書館の位置づけを明らかにする」という研究課題の結果と考察を示す。

まず、日本の4年制大学の機関別認証評価を行う3機関、米国の地域別ア krediteーションを行う6機関における現行の大学評価基準のなかで、図書館部分の記述について調査したものが第15表である。この調査結果を踏まえ、各機関の大学評価基準における図書館の位置づけは、設備の整備に重きが置かれているもの(「設備整備型」と呼ぶ)、教育・学習を支援することに重きが置かれているもの(「教育・学習支援型」と呼ぶ)、教育との連携・統合を求めているもの(「教育との連携・統合型」と呼ぶ)に、大きく分類できると考えた。第16表は分類結果であり、その根拠を以下に述べる。

まず、日本の3機関(大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構)の大学評価基準(構成要素型)は、「設備整備型」に分類できる。大学基準協会の「[大学基準]およびその解説」では、「質・量とともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、その効果的な利用を促進する」¹¹³⁾、「点検・評価項目」では、「図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか」⁴³⁾、「評価の視点」では、「図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性」⁴³⁾を評価することと記載されている。しかし、「留意すべき事項」では、「大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、図書館において必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備

第15表 大学評価基準における図書館部分

| 日本高等教育評価機構 | 大学基準協会 | 大学改革支援・学位授与機構 |
|---|---|---|
| 2.9. 教育環境の整備 2.9-①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理 | 7 教育研究等環境 適切な規模の図書館を配備し、質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、その効果的な利用を促進する必要がある。 | 7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。 |
| WSCUC | NCA-HLC | NWCCU |
| 2 中心的な機能による教育目標の達成 教育と学習 2.3 学生の学習成果とパフォーマンス基準は、教育プログラム、ポリシー、カリキュラムに反映され、図書館などの学習環境と連携 (aligned with) すること。 | 3.D. 大学は、学生の学習と効果的な指導のための支援を提供する。 3.D.4. 効果的な授業と学習を支援するために必要なインフラやリソース (技術的インフラ、実験室、図書館、パフォーマンススペース、診療所、博物館のコレクション) を提供する。 | 2.C 教育資源 2.C.6 教員は、図書館・情報資源の担当者と協力して、図書館・情報資源の利用が学習プロセスに組み込まれている (integrated into) ことを確認する。 2.E 図書館と情報資源 |
| NEASC-CIHE | MSCHE | SACS-COC |
| 7 機関資源 情報、物理的、および技術的資源 7.22 大学は、教育、学習環境、研究と公共サービスの使命を適切に支援するのに十分な図書館・情報資源、サービス、施設、資格のあるスタッフへのアクセスを提供する。 | 11 教育内容 カリキュラム全体で情報リテラシーと技術的能力技術を促進するための、プロの図書館員、教員、経営者における <u>コラボレーション</u> | 2.9 大学は、オーナーシップ、フォーマルアレンジメントまたは協定を通して、学生・教職員に、提供される学位に一致した、適切な図書館コレクション、図書館サービス、その他の学習情報資源へのアクセスとユーザーの権利を提供・支援する。 |

下線・日本語訳は筆者による。出所は第2表と同じ。

第16表 大学評価基準における図書館の位置づけの類型

| 設備整備型 | 教育・学習支援型 | 教育との連携・統合型 |
|------------------|---------------|------------|
| 大学基準協会 構成 | NEASC-CIHE 構成 | MSCHE 構成 |
| 大学改革支援・学位授与機構 構成 | SACS-COC 構成 | NWCCU 行動 |
| 日本高等教育評価機構 構成 | NCA-HLC 行動 | WSCUC 行動 |

「構成」は大学評価基準が構成要素型、「行動」は行動規範型であることを示す。

えていること¹¹⁴⁾と、「図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な知識を有する専任職員を配置していること¹¹⁴⁾」、「座席数・開館時間など、学生の学修に配慮した図書館利用環境の整備¹¹⁴⁾」となっている。大学改革支援・学位授与機構の評価基準のなかで、図書館が「有効に活用されているか」を評価する部分には、「学術情報システムの整備状況や図書館の利用時間、図書等の利用実績等を用いて分析⁴⁴⁾」と記載されている。しかし、「有効に活用されているか」を、学術情報システムの整備状況や図書館の利用時間、図書などの利用実績でどこまで測れ

るかは疑問である。日本高等教育評価機構の「大学評価基準」では、「図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理」の、エビデンスの例示(評価の根拠となる事実)を、「施設設備に関する大学設置基準と現状との対比を示す資料」、「教育環境に関する学生満足度調査の結果を示す資料¹¹⁵⁾」とし、エビデンス集(データ編)では、「図書、資料の所蔵数」、「収容定員に対する座席数の割合」、「年間利用実績」などとしている¹¹⁶⁾。つまり、日本の3機関の大学評価基準において図書館に関する「効果的な利用」(大学基準協会)、「有効に活用」(大学改革支援・学位授与機構)、「適

大学機関別認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館の位置づけと役割：図書館評価規格の活用を視野に入れて

切な運営・管理」(日本高等教育評価機構)のエビデンスとして、「設備整備」にあたるデータを求めているのである。ゆえに、3機関の大学評価基準において図書館に求めている基本的な役割は、施設・設備の整備であると言える。施設・設備の整備は大学図書館にとって最低限の機能であり、現状でこのような評価にとどまっていることを考慮すると、日本の認証評価の枠組みにおいて大学図書館の位置づけは高くないと言えよう。このような評価は、「最低限」のチェックとしての意義はあるかもしれない。しかし、専門的な評価ではなく、大学評価基準における図書館の「効果的な利用」(大学基準協会)、「有効に活用」(大学改革支援・学位授与機構)、「適切な運営・管理」(日本高等教育評価機構)を評価することには限界がある。

次に、米国のNEASC-CIHE, SACS-COCおよびNCA-HLCの3機関の大学評価基準は「教育・学習支援型」に分類できる。NEASC-CIHEの大学評価基準(構成要素型)では、「機関資源」の評価項目内に、「情報、物理的、および技術的資源」として、「機関は、図書館情報資源・サービス・施設へのアクセスを提供する。そして、有資格のスタッフは、教育と学習環境や、必要に応じて、研究と公共サービスの使命を十分に支援する」¹¹⁷⁾とされている。SACS-COCの大学評価基準(構成要素型)では、中心的な要件として、学生・教職員に適切な図書館コレクション、図書館サービス、その他の学習情報資源へのアクセスとユーザーの権利を提供・支援することを要請している⁶³⁾。総合的な評価基準では、図書館とその他の学習資源の評価項目が設定され、大学のミッションを支援するための適切な学習・情報資源の提供、図書館利用教育、有資格職員の3項目で構成されている⁶³⁾。NCA-HLCの大学評価基準(行動規範型)では、効果的な授業と学習をサポートするために提供が必要なインフラやリソースの一つとして、図書館が挙げられている¹¹⁸⁾。つまり、この3機関の大学評価基準において図書館に求めている基本的な役割は、教育・学習の支援であると言える。

さらに、米国のMSCHE, NWCCUおよびWSCUCの3機関の大学評価基準は「教育との連携・統合型」に分類できる。MSCHEの大学評価基準(構成要素型)では、「機関資源」,「学生支援サービス」,「教育内容」の評価項目に図書館が現れているが、とりわけ特徴的なのは「教育内容」の基本要素として、「カリキュラム全体で情報リテラシーと技術的能力スキル(technological competency skills)を促進するためのプロの図書館員, 教員, 経営者におけるコラボレーションが必要である」とされている点である⁷⁶⁾。NWCCUの大学評価基準(行動規範型)では、図書館と情報資源へのアクセスと使用に関する方針の公開・実行を求めている⁷⁴⁾。また、教員は、図書館情報資源の担当者と協力して、図書館情報資源の利用が学習プロセスに統合されていることを確認する必要がある⁷⁴⁾。WSCUCの大学評価基準(行動規範型)では、学生の学習成果とパフォーマンス基準は、教育プログラム, ポリシー, カリキュラムに反映され、図書館などの学習環境と連携することを求めている⁷²⁾。つまりこの3機関の大学評価基準においては、図書館に対し、教育との連携・統合を求めていると言える。

C. 日米の認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価と、ISO・JIS規格の図書館評価との比較と分類

本節では、III章C節で説明した、「認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価と、ISO・JIS規格の図書館評価との違いは何であるかを明らかにする」という研究課題の結果と考察を示す。

図書館評価に関する国際規格としては、これまでISO/TC46のSC8によりISO2789(国際図書館統計), ISO11620(図書館パフォーマンス指標)が制定されてきたが、これに続き2014年、図書館インパクト評価のための方法と手順に関する国際規格ISO16439:2014が制定された⁵⁹⁾。

ISO2789は、1974年に国家間での図書館統計の比較を可能とするため制定された国際規格

第17表 大学図書館評価における用語と定義

| 用語名 | 定義 | 例示 |
|--------|--|--|
| インプット | 図書館の支援における資源の提供 | 資金, スタッフ, コレクション, スペース, 設備 |
| プロセス | インプットをアウトプットに変換する, 相関または相互作用する一連の活動 | 目録, 貸出サービス, レファレンスサービス |
| アウトプット | プロセスの成果 | 図書目録, 貸出, 電子資料からのダウンロード, レファレンス回答 |
| アウトカム | 図書館計画の目標および目的に関連する, 事前定義されたアウトプットの直接的な成果 | 利用者数, 利用者満足度レベル |
| インパクト | 図書館サービスとの接触によって生じた, 個人または集団における効果や変化 | (推測型エビデンス) 統計, パフォーマンス指標, 満足度調査 (要請型エビデンス) サーベイ調査, インタビュー調査, 自己評価調査, 逸話採集 (観察型エビデンス) 観察, ログ分析, 自動記録, 引用分析, テスト (組み合わせによる評価) |
| バリュー | 利害関係者が図書館に与える重要性で, 現実的または潜在的利益の認識に関連する | |

出所: ISO16439: 2014⁵⁷⁾。日本語訳は筆者による。

で¹¹⁹⁾、対応する日本国内の規格は JISX0814 (図書館統計) である。最初に制定された JISX0814 は、ISO2789: 2003 に対応した JISX0814: 2007 で、2011 年に ISO2789: 2006 に対応した JISX0814: 2011 に改定された。JISX0814: 2011 では、“図書館及び情報サービスのコミュニティに対して、統計の収集及び報告についての指針”⁵⁴⁾を規定している。なお、2016 年 7 月現在、最新版の ISO2789 は第 5 版の ISO2789: 2013 である⁵³⁾。

ISO11620 は、図書館が提供するサービスや諸活動の質および有効性、さらには図書館資源利用の効率性の評価を目的に 1998 年に初版が制定された国際規格で¹¹⁹⁾、対応する日本国内の規格は、JISX0812 (図書館パフォーマンス指標) である。最初に制定された JISX0812 は ISO11620: 1998 に対応した JISX0812: 2002 で、2012 年に ISO11620: 2008 に対応した JISX0812: 2012 に改定された。JISX0812: 2012 では、“図書館のためのパフォーマンス指標の要件を規定し、あらゆる種類の図書館において使用される一群のパフォーマンス指標”を定めている。なお、2016 年 7 月現在、最新版の ISO11620 は第 3 版の

ISO11620: 2014 である⁵⁵⁾。

ISO16439 は、図書館のインパクトと価値を評価するための方法について、図書館のコミュニティに指針を提供するために 2014 年に制定された国際規格である。この ISO16439 を基に、大学図書館評価における用語と定義をまとめたものが第 17 表である。ISO16439 では、図書館のインパクトを、“図書館サービスとの接触によって生じた、個人または集団における効果や変化”⁵⁷⁾と定義している。

日米の認証評価・ア krediteーションおよび ISO・JIS 規格の図書館評価において、どのような根拠データが大学図書館評価に用いられるのかを調査し、その内容を第 17 表に示したインプット、プロセス、アウトプット、アウトカム、インパクトの 5 種類に分類したものを第 18 表に示す。なお、ア krediteーションにおいては、文献調査とア krediteーション機関への問い合わせを行い、図書館部分に関する根拠資料の詳細が公開されていた NEASC-CIHE¹²⁰⁾と、問い合わせに対する回答があった SACS-COC の 2 機関についてのみ記載した。第 18 表では、ISO・JIS 規格の図書館評価である JISX0814: 2011⁵⁴⁾、

大学機関別認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館の位置づけと役割：図書館評価規格の活用を視野に入れて

第18表 日米の認証評価・アクレディテーションおよびISO・JIS規格における大学図書館評価のエビデンスの分類

| | ISO16439の エビデンスの 例示 | 規格 | | | 認証評価 | | | アクレディテーション | |
|--------|---------------------------|---------|---------|----------|------------|-----------------------|--------------------|----------------|--------------|
| | | JIS0814 | JIS0812 | ISO16439 | 大学基準 協会 | 大学改革 支援・学位 授与機構 | 日本高等 教育評価 機構 | NEASC- CIHE | SACS- COC |
| インプット | 資金 | ○ | ○ | ○ | | | | ◎ | |
| | スタッフ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | コレクション | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | スペース | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | | |
| | 設備 | | | ○ | | ○ | | ◎ | ◎ |
| プロセス | 目録作成 | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | 貸出サービス | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | レファレンス サービス | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| アウトプット | 図書目録 | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | 貸出 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 電子資料からの ダウンロード | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | |
| | レファレンス回 答 | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| アウトカム | 利用者数 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | | |
| | 利用者満足度 レベル | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| インパクト | コレクションの インパクト | | | ○ | | | | | |
| | 場としてのイン パクト | | | ○ | | | | | |
| | 学習成果のイン パクト | | | ○ | | | | | |

JISX0812: 2012⁵⁶⁾、ISO16439: 2014⁵⁷⁾の内容、および日米の認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価指標（評価の根拠となるデータ例）を抽出し、第17表の例示に該当するものがある場合は、その項目に丸印をつけた。なお、例示に該当するものなかで、提出が義務づけられているものがある場合は、その項目に二重丸で印をつけた。

まず、大学基準協会に関しては、提出義務なしの「大学データ集（参考）」¹²¹⁾に図書館関連データの定型的な様式が収録されている。このなかで、インプットの内容としては、「専任スタッフ数」および「非常勤スタッフ数」（「スタッフ」の項目に該当）、「図書の冊数」および「電子ジャーナルの種類等」（「コレクション」の項目に該当）、

「学生閲覧室座席数」および「収容定員に対する座席数の割合」（「スペース」の項目に該当）を記載する箇所がある。また、アウトプットの内容としては「年間貸出冊数」（「貸出」の項目に該当）、アウトカムの内容としては「年間利用者数（延べ数）」（「利用者数」の項目に該当）を記載する箇所がある。なお、大学基準協会の2010（平成22）年度申請用の提出必須の大学基礎データに、図書館に関連するものとして図書の冊数などの前述の様式が含まれていた¹²²⁾。しかし、認証評価の第1期から第2期への変更により、2011（平成23）年度申請用の提出必須の大学基礎データ¹²³⁾には図書館関連の様式は無くなった。これは、大学基準協会が行う第2期の認証評価では、教育研究活動などの詳細を点検・評価するのは、大学自身に

委ねられ、大学自身が教育研究活動の状況を自己認識し、それを客観的な資料をもって第三者に説明できることが求められるようになったため、第1期のように、各種の詳細なデータを定型な様式で必須として求めることが無くなったことによる。「大学データ集（参考）」¹²¹⁾は第2期の各年度に共通する資料として、大学が活用することも可能であるし、また、大学が独自に根拠資料を作成することも可能である。

次に、大学改革支援・学位授与機構に関しては、提出が義務づけられている「大学現況票」のなかで、インプットの内容として「図書館専門職員数」（「スタッフ」の項目に該当）、「図書数」および「電子ジャーナル数」（「コレクション」の項目に該当）、「面積」および「閲覧座席数」（「スペース」の項目に該当）を記載する箇所がある。また、提出義務なしの「根拠となる資料・データ等例」のなかでは、インプットの内容として「各施設・設備の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）、利用状況等が確認できる資料」（「設備」の項目に該当）、アウトプットの内容として「図書等の資料（電子ジャーナル、ソフトウェア、視聴覚教材等を含む。）の内容等のデータ、利用実績等が確認できる資料」（「貸出」の項目に該当）、アウトカムの内容として「電子資料からのダウンロード」（「利用者数」の項目に該当）が挙げられている⁴⁴⁾。なお、『自己評価実施要項』の基準7施設・設備及び学生支援の留意点のなかで、「図書館、図書資料等の利用に対する学生のニーズや利用満足度が把握されていれば、その資料・データを用いて分析」⁴⁴⁾と記載されているため、アウトカムの「利用者満足度レベル」の箇所に丸印をつけた。

日本高等教育評価機構に関しては、提出が義務づけられている「エビデンス集」のなかで、「図書、資料の所蔵数」、「学生閲覧室等（面積、収容定員に対する座席数、年間利用実績、スタッフ数等）」を記載する箇所があり、これはインプットの「スタッフ」、「コレクション」、「スペース」、アウトカムの「利用者数」の項目に該当する。また、エビデンスの例示にある「教育環境に関する

学生満足度調査の結果を示す資料」は、アウトカムの「利用者満足度レベル」の項目に該当する¹¹⁶⁾。

米国のアクレディテーションにおいては、図書館のエビデンスに関して、ほとんど決まった形式の指定がない。NEASC-CIHEに関しては、自己点検・評価において提出が義務づけられている「データフォーム（Data First forms）」のなかで、インプットの内容として「情報資源の支出額」（「資金」の項目に該当）、「図書館員数」（「スタッフ」の項目に該当）、「紙媒体と電子媒体の割合」（「コレクション」の項目に該当）は、図書館の「ソフトウェアシステムとバージョン」（「設備」の項目に該当）を記載する箇所がある¹⁰⁴⁾。本章のA節3項で述べたとおり、以前は「図書館講習会の回数」、「レファレンスライブラリアンが対面で受付・回答した質問数」などといった詳細なアウトプットも求めていたが、現在は、インプットに簡略化されている。

SACS-COCに関しては、自己点検・評価¹²⁴⁾で必要とされる図書館関連の根拠資料は、リソースマニュアル¹²⁵⁾で定めている。提出が義務づけられている資料のなかで、インプットの内容として「図書館・学習資源のスタッフの名簿と資格証明書」（「スタッフ」の項目に該当）、「図書館コレクションの説明」（「コレクション」の項目に該当）、「設備、サービス、学習・情報資源がプログラムと学科を支援する方法について記載している文書」（「設備」の項目に該当）を記載する箇所がある。また、提出義務なしの資料例のなかには、「利用者満足度調査」との記載があり、これはアウトカムの「利用者満足度レベル」の項目に該当する。

この結果から、日本の認証評価機関3機関と米国のアクレディテーション機関2機関において、大学図書館評価に必須とされている根拠データは、インプットおよびアウトカムのみであることが明らかになった。ただし、必須としているアウトカムとしては、日本高等教育評価機構が、年間利用実績を挙げているのにとどまっている。つまり、現状の認証評価・アクレディテーションは、

主にインプットの評価のみで行われていると言える。アウトカムに関しては、大学改革支援・学位授与機構が評価の際の留意点として「図書館、図書資料等の利用に対する学生のニーズや利用満足度」の把握を挙げているが、インパクトに関するものは大学評価基準には含まれていないことがわかる。次章では、このインパクトについて、ISO16439の活用を視野に入れて述べる。

V. おわりに

A. 本研究の成果

本研究は、認証評価の枠組みにおける大学図書館評価のあり方を検討するにあたり、既存研究では行われてこなかった、(1)日米の認証評価・ア krediteーション機関の大学評価基準と監督機関の基準の比較、(2)日米の大学評価基準における図書館の位置づけ・役割の検討、(3)日米の認証評価・ア krediteーションおよび ISO・JIS規格における大学図書館評価の根拠の比較という3つの視点から検討を行った。その結果、本研究は、以下の点を明らかにした。(1)日本の大学評価基準はすべて「構成要素型」であり、米国の大学評価基準は「構成要素型」と「行動規範型」の2種に分けて考えられることが示された。また、日本の認証評価、米国のア krediteーションは、ともに各大学の「使命」、「目的」を主に評価している一方、評価項目では日米間での違いが明らかになった。(2)大学評価基準における図書館の位置づけを「設備整備型」、「教育・学習支援型」、「教育との連携・統合型」の3種に類型化することで、日米の各機関が大学評価基準において図書館に求める役割の違いが明らかになった。(3)認証評価・ア krediteーションと、ISO・JIS規格との比較では、プロセス、アウトプット、アウトカム、インパクトの評価で違いがみられた。以上の結果から、日本の認証評価における大学図書館評価の位置づけ、意義と限界について以下に述べる。

日本の認証評価における大学評価基準は、3機関とも「構成要素型」であり、図書館部分の評価は「設備整備型」の基準によって評価されている

ことが明らかとなった。評価の根拠となるデータを中心も、あくまでもインプットの内容であった。このことから、日本の認証評価の枠組みにおける大学図書館評価は、先行研究でも論じられているとおり、いまだに施設・設備面の最低限の評価が中心であることが示された。

しかし、このような最低限のインプットの保障として、認証評価における大学図書館評価は機能している。1991年の大学設置基準の大綱化により、国による事前規制である大学設置認可制度が大幅に弾力化された一方、事後チェックとしての役割が、現状の日本の認証評価の意義であり、図書館部分の評価も例外ではない。

では、認証評価における大学図書館評価は、今後も最低限のインプットの保障で良いのだろうか。現状の認証評価では、大学図書館が「教育・学習支援型」や「教育との連携・統合型」の役割を持っていたとしても、的確にそれを評価することはできない。認証評価の目的は“認証評価機関が行った認証評価の結果が公表されることにより、大学が社会による評価を受けるとともに、認証評価の結果を踏まえて大学が自ら改善することを促すものであり、大学の教育研究活動の質の向上を図ること”¹⁸⁾である。さらに、『認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)』でも、認証評価の具体的な改善事項として、“大学設置基準などの法令適合性など最低限の質の確認のみならず、大学の教育研究活動の質的改善を促す評価制度への転換を図ることとする”¹²⁶⁾とされている。自己点検・評価において自主的に大学図書館の様々な機能・役割を評価すれば良いのかもしれないが、認証評価の枠組みにおける大学図書館評価が「設備整備型」の最低限のインプット評価にとどまっている限り、認証評価は日本全体の大学図書館の質の向上のための評価とはなり得ない。また、認証評価の枠組み全体でみると、2004年度からの第1期では、卒業率や就職率、FD実施率などのアウトプットでの評価にとどまっていたが、2011年度からの第2期では、学習成果をはじめアウトカム評価へと対象を拡大し、2018年度からの第3期では、学習成果のアセスメントを

軸とした内部質保証システムの確立が問われるようになるといったように、徐々に転換がみられている¹²⁷⁾。このような、認証評価全体の転換が図られているなか、大学全体の発展に資する認証評価のあり方を検討するには、大学の教育研究活動にとって重要な役割を果たす図書館の評価も転換が必要である。

B. 認証評価における大学図書館評価の枠組みとインパクト評価

本研究の結果を基に、認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価の枠組みとインパクト評価を筆者が組み合わせて作成したものを第19表に示す。大学図書館は大学の一施設であるので、各大学がその大学内の図書館に求める機能・役割が個々に存在する。その機能・役割は、本研究の結果から3類型に分類できるが、同じ大学内の複数の図書館がそれぞれに異なる機能・役割を持つこともあるだろうし、1つの図書館でも、複数の機能・役割が求められることもある。また、各大学図書館には、その機能・役割に必要な資源・方法・手段がある。前述したように、日本の大学図書館が「教育・学習支援型」や「教育との連携・統合型」の機能・役割を持って

いたとしても、現状の日本の認証評価では、それを的確に評価できない。しかし、実際は日本の大学図書館も、第19表に示した「教育・学習支援型」や「教育との連携・統合型」の機能・役割を担っている部分がある。このような機能・役割について、具体的にどのような方法・エビデンスを用いて評価できるのかについて、以下に述べる。

ISO16439では、図書館のインパクト評価の方法を、推測型（図書館ガイダンスなどへの出席、サービス利用水準、試験結果、図書館パフォーマンス指標、利用者満足度）、要請型（アンケート、インタビュー）、観測型（構成的観察、日常的観察）に分類し、信頼できる結果を得るためにいくつかの方法を組み合わせることが有用であるとしている。この組み合わせとして例示されている方法をまとめたものが、第20表である。ここでは、図書館コレクションのインパクトのうち、「電子ジャーナルの評価方法の組み合わせ例」、「図書館の場としての評価方法の組み合わせ例」、図書館利用による利用者の成果へのインパクトのうち、「学生の成果に対するインパクトの評価方法の組み合わせ例」が挙げられている。組み合わせに用いられる個々のデータそのものは、大学図書館または大学において調査・集計されてきたものが多

第19表 認証評価・アクレディテーションにおける大学図書館評価の枠組みとインパクト評価

| | 設備整備型 | 教育・学習支援型 | 教育との連携・統合型 |
|-------------------|---|---|---|
| 大学が考える大学図書館の目的観 | 大学の使命・目的に必要な設備を整備する | 資料、施設・設備、人的支援を提供し、教育・学習の支援を行う | 学生の学習成果は、教育プログラム、ポリシー、カリキュラムに反映され、図書館等の学習環境と連携する |
| 大学図書館の機能・役割の例 | ・コレクション構築 ・場の提供 | ・レファレンスサービス ・ライティング支援 ・講習会（学生・教員） | ・カリキュラムとの連携 ・図書館職員による情報リテラシー教育（授業を担当） ・教材開発 |
| 大学図書館の主要な資源・方法・手段 | 施設・設備、印刷物、電子情報資源も含めた様々な情報資源を提供 | 人的資源の提供 | 授業やカリキュラムの一部としての支援や施設・設備の提供 |
| 評価方法 | ・図書館コレクションのインパクト評価 ・図書館の場としてのインパクト評価 | 学生の学習成果へのインパクト評価 | 学生の学習成果へのインパクト評価 |

第 20 表 組み合わせによる大学図書館のインパクト評価の方法

| 評価方法 | 評価方法 |
|----------------------------------|---|
| 電子ジャーナルの評価方法の組み合わせ例 | |
| 論文ダウンロード数 | フォーカスグループインタビューから得られた電子ジャーナルへのアクセスの価値に関する知見 |
| 雑誌購読費 | 電子ジャーナルの使用法、時間の節約、支払意志額に関する調査回答 |
| 引用情報に基づく計量書誌学的分析 | 電子ジャーナルの価値に関する個人インタビューの回答 |
| 外部研究資金（数と金額） | 最近の出版物の電子ジャーナルの利用に関するクリティカル・インシデント・レポート |
| 図書館が情報資源を提供した研究出版物の数 | 研究生産性における大学図書館の役割に関するインタビュー |
| 図書館の場としての評価方法の組み合わせ例 | |
| 入館者数や利用者スペースの占有率 | 個別インタビューにおける大学図書館の来館理由 |
| 大学図書館内におけるサービス数（レファレンス回答数、貸出冊数等） | 大学図書館サービスの価値に関するフォーカスグループからの知見 |
| 大学図書館内講習会の参加者数 | 学生の能力やスキル向上の自己評価 |
| 特別なイベントやプログラムの参加者数 | 現場、または出席の結果による行動の観察 |
| 学生の成果に対するインパクトの評価方法の組み合わせ例 | |
| 利用者講習への出席 | その学生の学習成果物（ポートフォリオ、レポート）の評価 |
| 図書館サービス、コレクション、施設の利用 | 学生の試験成績 |
| 学生の試験成績 | 図書館の貢献についての学生と教員のインタビュー |
| 図書館サービス、コレクション、施設の利用 | 学生の共通テスト（センター試験）の成績 |

出所：ISO16439：2014⁵⁷⁾。日本語訳は筆者による。

い。ISO16439 では、このような組み合わせにより、大学図書館のインパクトを立証できることが示されている。

以下では、第 19 表の枠組みの個々の構成要素に関して、具体的にどのような方法・エビデンスを用いて評価できるのかについて、ISO16439 で取り上げている方法を示す。

「設備整備型」の大学図書館の機能・役割には、コレクション構築や場の提供などがある。ISO16439 では、“電子ジャーナルの利用に関する量的データでは、利用者が電子ジャーナルの論文を自分の学習・研究にどのように利用したかはわからないので、要請型（アンケート、インタビュー）のデータを組み合わせることで、図書館のインパクトと利用者への価値を確かめられるだろう”としている。また、図書館は、図書館サー

ビスや図書館施設の利用に関する定量的なデータを収集しているが、それらのデータは、人々が図書館を訪れる理由や、個人や地域社会のための図書館施設の価値を示すものではないため、第 20 表の「図書館の場としての評価方法の組み合わせ例」が有効であるとしている。「教育・学習支援型」の大学図書館の機能・役割としては、レファレンスサービス、ライティング支援、各種講習会などがある。これらに関するインパクト評価の方法には、第 20 表の「学生の成果に対するインパクトの評価方法の組み合わせ例」がある。Showers (2015) は、英国の大学図書館長が図書館利用と学生の学習成果の関係を分析する評価手法を希望する意図として、(1) 学生の体験を向上させること、(2) 金額に見合う価値を示すこと、(3) 研究の卓越性を支援するという戦略のため、

の3点を報告している¹²⁸⁾ [p.15-16]。「教育との連携・統合型」の大学図書館の機能・役割には、カリキュラムとの連携、図書館職員による情報リテラシー教育、教材開発などがあり、これらの評価にも第20表の「学生の成果に対するインパクトの評価方法の組み合わせ例」が活用できる。

また、ISO16439では、アクレディテーションなどの組織的評価において行われる図書館のインパクト評価の利点について、(1) 図書館サービスのインパクトを、組織または機関によって提供される他のサービスと比較することができる、(2) 図書館のインパクトを、機関の使命と目標の支援として評価することができる、(3) 評価は、図書館とは独立した公平であると推定されるグループによって行われる、(4) 評価が複数の機関で行われる場合、結果を他の図書館と比較することができる、(5) 利用者の成果における図書館の貢献をより可視化できる、(6) 評価結果は、機関の将来的な志願者にとって有効である、の6つを挙げている。また、アクレディテーションなどの組織的評価における評価方法が、図書館へのインパクトを確認するのに適していない場合、図書館は適切な方法で自己評価しようとするべきであるとしている。

以上のことから、大学評価基準で求めている図書館資源の「効果的な利用」(大学基準協会)、「有効に活用」(大学改革支援・学位授与機構)、「適切な運営・管理」(日本高等教育評価機構)は、インパクト評価の手法によって評価することができると言える。

永田(2010)が、図書館評価は“図書館界でこれまで行われてきた評価活動の経験を生かして取り組むことが必要”⁹⁾と述べているように、それぞれの方法・手段に応じた、評価の手法がある。大学経営における大学図書館の効果を上げるためには、“適切な評価手法の採用”⁹⁾ [p.110]が必要である。

“第三者評価は「良質」な自己点検評価を超えない”¹²⁹⁾ [p.278] という指摘もあるように、最終的には、自己点検・評価のあり方が、その大学の質に直結する。認証評価では、最低限の評価のみ

にとどまるのではなく、大学図書館の自己点検・評価を、大学自身による図書館評価の契機と捉え、積極的な姿勢で取り組むことが、大学全体の質の向上につながるのではないだろうか。認証評価における自己点検・評価において第19表で示した枠組みを活用することで、各大学図書館の機能・役割に対する適切な評価が可能となり、認証評価の目的である、大学自らによる改善の促進、教育研究活動の質の向上に貢献することができると思われる。

C. 今後の課題

本研究により、日本の認証評価における大学図書館評価について、その位置づけ、意義と限界が明らかとなり、認証評価の枠組みにおける大学図書館評価が大学全体の発展に資するためには、さらなる改善の余地があると考えられた。

日本の大学認証評価制度は、米国のアクレディテーション制度に比べれば歴史はまだ浅く、制度の充実を図るための数々の見直しがいまだに進められている。認証評価における自己点検・評価の改善を促進するために、各認証評価機関のハンドブックや実施要項などにおけるエビデンスの例示で、前節で述べたようなインパクト評価の手法を取り入れることも一案と考える。しかし、大学全体および大学図書館における評価作業の軽減を考慮すると、データの収集・分析方法などを検討することが必要である。

謝 辞

執筆にあたり、筑波大学図書館情報メディア系逸村裕教授、芳鐘冬樹教授、緑川信之教授、各研究室各位に多くの貴重なご意見をいただきました。厚く謝意を申し上げます。査読者の方々からは、大変有意義な示唆を得ることができました。心より御礼申し上げます。

注・引用文献

- 1) 大学教育の質保証に関する参考資料(大学教育部会(第41回)配付資料). 文部科学省, 2016-01. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/

- chukyo4/015/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2016/01/25/1366190_08.pdf. (参照 2016-06-13).
- 2) 認証評価機関からのヒアリングにおける議論を踏まえて更に検討すべき事項について (大学教育委員会 (第 37 回) 配付資料). 文部科学省, 2015-09. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/09/14/1361948_06.pdf. (参照 2016-06-13).
 - 3) 喜多村和之. “大学評価と資源配分政策”. 高等教育と政策評価. 喜多村和之編. 玉川大学出版部, 2000, p. 268-280.
 - 4) 喜多村和之. 大学は生まれ変わるか: 国際化する大学評価のなかで. 中央公論新社, 2002, 179p.
 - 5) 村澤昌崇. 高等教育における評価の動向・課題. 大学論集. 2014, no. 46, p. 171-189.
 - 6) Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education. UNESCO, 2005, 23p. http://www.unesco.org/education/guidelines_E.indd.pdf. (accessed 2016-06-13).
 - 7) Winship, G. P. The Harry Elkins Widener Memorial Library: The Widener collection of books. Harvard Alumni Bulletin. 1915, vol. 17, no. 36, p. 668-670. <http://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015013791374;view=1up;seq=748>. (accessed 2016-06-13).
 - 8) 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会. 大学図書館の整備について (審議のまとめ): 変革する大学にあって求められる大学図書館像. 国立大学図書館協会, 2010, 73p. <http://www.janul.jp/j/documents/mext/singi201012.pdf>. (参照 2016-06-13).
 - 9) 永田治樹. “図書館評価の枠組みと課題”. 構造的転換期にある図書館. 日本図書館研究会編集委員会編. 日本図書館研究会, 2010, p. 107-131.
 - 10) 永田治樹. 特集, 国立大学法人化: 大学評価と図書館評価. 情報の科学と技術. 2005, vol. 55, no. 12, p. 541-545.
 - 11) 蒲生英博. 評価がいっぱい: 大学図書館と評価の仕組み. 現代の図書館. 2007, vol. 45, no. 2, p. 99-105.
 - 12) 長谷川哲也, 内田良. 高等教育機関における図書館評価: 「大学図書館の社会学」を構想する. 愛知教育大学教育創造開発機構紀要. 2011, no. 1, p. 1-9.
 - 13) 高池宣彦. 大学認証評価における大学図書館の評価: 認証評価機関の評価基準と評価結果を中心に. Library and Information Science. 2016, no. 75, p. 1-36.
 - 14) 羽田貴史. “質保証に関する状況と課題”. 高等教育質保証の国際比較. 羽田貴史, 米澤彰純, 杉本和弘編著. 東信堂, 2009, p. 3-19.
 - 15) 諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要: アメリカ合衆国. 第 2 版, 大学評価・学位授与機構, 2016, 33p. http://www.niad.ac.jp/english/overview_us2_j.pdf. (参照 2016-06-13).
 - 16) 森利枝. 特集, 自己証明としての第三者評価: 〈認証評価機関による評価〉全ての大学は国が認証した機関から評価を受けねばならない それはどんな評価になるのか. カレッジマネジメント. 2003, vol. 21, no. 4, p. 14-17.
 - 17) 2016 年 4 月に大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合され, 名称が大学改革支援・学位授与機構となった. 本稿では, 文献の書誌事項以外は, 「大学改革支援・学位授与機構」に統一する.
 - 18) 鈴木勲編著. 逐条学校教育法. 第 8 次改訂版, 学陽書房, 2016, 1278p.
 - 19) “Overview of accreditation in the United States”. U.S. Department of Education. <http://www2.ed.gov/admins/finaid/accred/accreditation.html#Overview>. (accessed 2016-06-13).
 - 20) 大学評価のメタ評価に関する調査研究報告書. 大学評価・学位授与機構 研究開発部, 2012. http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfile/2014/10/16/no09_meta.pdf. (参照 2016-11-12).
 - 21) “List of 2016-2017 member institutions”. Council for Higher Education Accreditation. <http://www.chea.org/about/chea-member-directory2016a.asp>. (accessed 2016-11-14).
 - 22) Council for Higher Education Accreditation. “Recognized accrediting organizations (as of September 2016)”. Council for Higher Education Accreditation. http://www.chea.org/userfiles/uploads/CHEA_USDE_AllAccred.pdf. (accessed 2017-02-15).
 - 23) 前田早苗. “高等教育の質保証システムとして導入された認証評価制度について”. 文部科学省. 2007-10-22. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/041/siryu/08042525/002.htm. (参照 2016-07-02).
 - 24) 福留東土. 米国高等教育におけるラーニングアウトカムに関する動向. 比較教育学研究. 2009, vol. 38, p. 145-158.
 - 25) “アメリカにおける大学のアクレディテーションについて”. 文部科学省. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/003/gijiroku/06070601/009.htm. (参照 2016-06-13).
 - 26) Eaton, Judith S. An Overview of U.S. Accreditation. Revised August 2012, Council for Higher Education Accreditation, 2012, 9p. [http://www.nafsa.org/uploadedFiles/Chez_NAFSA/Find_Resources/Internationalizing_Higher_Education/Overview%20of%20US%20Accreditation%](http://www.nafsa.org/uploadedFiles/Chez_NAFSA/Find_Resources/Internationalizing_Higher_Education/Overview%20of%20US%20Accreditation%20)

- 202012.pdf. (accessed 2017-03-06).
- 27) “6 大学評価のプロセス”. 大学評価ハンドブック: 申請大学用・評価者用. 大学基準協会, 2016, p. 9-11. http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2016/h_honbun_01.pdf. (参照 2016-10-21).
 - 28) 大学機関別認証評価実施大綱: 平成 16 年 10 月 (平成 26 年 5 月改訂). 大学改革支援・学位授与機構, 7p. http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/_icsFiles/afiedfile/2016/05/24/no6_1_1_daigakuultaikou29.pdf. (参照 2016-10-21).
 - 29) “5 評価の実施方法等”. 大学機関別認証評価実施大綱. 平成 27 年 4 月改訂版, 日本高等教育評価機構, 2015, p. 3-6. <http://www.jiheer.jp/achievement/college/pdf/jisshitaiko150401.pdf>. (参照 2016-10-21).
 - 30) 認証評価に関する研究: 自己点検・評価の実質化を目指して. 私学高等教育研究所, 2011, 118p. https://www.shidaikyoo.jp/riihe/result/pdf/2010_p05.pdf. (参照 2016-11-14).
 - 31) “負担軽減・効率化を目指す MSCHE の新たな評価制度案”. QA UPDATES International. 2015-09-03. <https://qaupdates.niad.ac.jp/2015/09/03/8yrmsche/>. (参照 2016-06-13).
 - 32) 平成 28 年度学校基本調査: 調査結果の概要 (高等教育機関). 文部科学省, 2016. http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2016/12/22/1375035_3.pdf. (参照 2017-03-02).
 - 33) 「大学評価 (認証評価) の有効性に関する調査」報告書. 大学基準協会, 2012, 196p. http://www.juaa.or.jp/images/publication/pdf/other/daigakuhyouka_report.pdf. (参照 2016-06-13).
 - 34) 進化する大学機関別認証評価: 第 1 サイクルの検証と第 2 サイクルにおける改善. 大学評価・学位授与機構, 2013, 168p. http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/_icsFiles/afiedfile/2013/05/22/no6_12_soukatsu.daigaku.pdf. (参照 2016-06-13).
 - 35) 平成 27 年度 事業計画書. 日本高等教育評価機構, 7p. http://www.jiheer.jp/outline/pdf/project/e_h27_jigyokeikaku.pdf. (参照 2016-06-13).
 - 36) 川嶋太津夫. 特集, ユニバーサル化時代の大学評価: 進化する日本の認証評価制度. カレッジマネジメント, 2012, vol. 30, no. 1, p. 6-13. http://souken.shingakunet.com/college_m/2012_RCM172_04.pdf. (参照 2015-01-12).
 - 37) “Digest of education statistics 2014”. National Center for Education Statistics. http://nces.ed.gov/programs/digest/d14/tables/dt14_317.10.asp. (accessed 2016-06-13).
 - 38) “CHEA Almanac Online”. The Council for Higher Education Accreditation (CHEA). http://www.chea.org/4DCGI/cms/review.html?Action=CMS_Document&DocID=29&MenuKey=almanac. (accessed 2017-03-02).
 - 39) 図書館評価のレビューとしては, 以下の文献があり, 認証評価における大学図書館評価の研究も取り上げられている. 桑原芳哉. “図書館評価”. 図書館・図書館学の発展. 日本図書館研究会『図書館界』編集委員会編. 日本図書館研究会, 2010, p. 143-152.
 - 40) 塩見橘子. 認証評価制度における大学図書館の自己点検評価. 情報学. 2007, vol. 4, no. 1, <http://creativecommons.gssc.osaka-cu.ac.jp/JI/article/viewFile/47/43>. (参照 2016-06-13).
 - 41) 梅澤貴典. 大学図書館における戦略的アウトソーシングと, 教育研究支援の向上につながる評価システム. 大学事務組織研究. 2011, no. 2, p. 33-44.
 - 42) 森茜. 第三者評価が大学図書館に求めるもの: 認証評価は大学図書館改革のメルクマールになり得るか. 図書館雑誌. 2005, vol. 99, no. 11, p. 770-773.
 - 43) “点検・評価項目”. 大学評価ハンドブック. 大学基準協会, p.108-124. http://juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2016/shiryuu_02.pdf. (参照 2016-07-07).
 - 44) 自己評価実施要項: 大学機関別認証評価 (平成 29 年度実施分). 大学改革支援・学位授与機構, 75p. http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/_icsFiles/afiedfile/2016/05/24/no6_1_1_daigaku3jikohyouka29.pdf. (参照 2016-07-07).
 - 45) 勝野真吾. 大学の課題: 地方の公立単科大学で考える. 大学評価研究. 2014, no. 13, p. 1-3.
 - 46) 認証評価制度に関する基礎資料 (大学教育部会 (第 39 回) 配付資料). 文部科学省, 2015-11. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/_icsFiles/afiedfile/2015/11/30/1364799_08.pdf. (参照 2016-06-13).
 - 47) 認証評価制度に関する基礎資料 (質保証システム部会 (第 4 回) 配布資料). 文部科学省, 2009-06-03. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/027/siryu/_icsFiles/afiedfile/2010/08/24/1296384_1.pdf. (参照 2016-06-13).
 - 48) 山崎その. 大学経営の評価システム: 手法の開発とマネジメントへの応用. 晃洋書房, 2012, 226p.
 - 49) 米澤彰純. “大学『評価』をめぐる日本の文脈”. 新時代を切り拓く大学評価. 秦由美子編著. 東信堂, 2005, p. 105-126.
 - 50) Lindauer, Bonnie Gratch. Defining and measuring the library's impact on campuswide outcomes. *College & Research Libraries*. 1998, vol. 59, no. 6, p. 546-570.
 - 51) Lindauer, Bonnie Gratch. Comparing the region-

- al accreditation standards: outcomes assessment and other trends. *The Journal of Academic Librarianship*. 2002, vol. 28, no. 1/2, p. 14-25.
- 52) 永田治樹. 特集, 図書館の価値再考: 図書館のインパクト: 図書館の意義をデータで実証する. *情報の科学と技術*. 2016, vol. 66, no. 2, p. 54-59.
- 53) ISO 2789: 2013. Information and documentation—International library statistics.
- 54) JIS X 0814: 2011. 図書館統計. (ISO 2789: 2006 (IDT)).
- 55) ISO 11620: 2014. Information and documentation—Library performance indicators.
- 56) JIS X 0812: 2012. 図書館パフォーマンス指標. (ISO 11620: 2008 (IDT)).
- 57) ISO 16439: 2014. Information and documentation—Methods and procedures for assessing the impact of libraries.
- 58) JIS Z 8002: 2006. 標準化及び関連活動—一般的な用語.
- 59) 日本規格協会編. ISO 規格の基礎知識. 改訂2版, 日本規格協会, 2000, 165p.
- 60) 学校教育法施行規則 170 条.
- 61) 学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令.
- 62) 2016 年 7 月時点で有効な基準. 2017-18 年度以降は, 2014 年に承認され, 2015 年に改訂された版が有効となる. "Publications". Middle States Commission on Higher Education. https://www.msche.org/publications_view.asp?idPublicationType=1, (accessed 2016-06-13).
- 63) *The Principles of Accreditation: Foundations for Quality Enhancement*. 5th ed., Southern Association of Colleges and Schools Commission on Colleges, 2012, 44p. <http://www.sacscoc.org/pdf/2012PrinciplesOfAccreditation.pdf>, (accessed 2016-06-13).
- 64) 平成 23 年度 認証評価に関する調査研究. 日本高等教育評価機構, 2012, 189p. http://www.jiheer.or.jp/publication/pdf/research_report/h23_nin_syou_chyousa.pdf, (参照 2016-11-14).
- 65) 日本高等教育評価機構 (JIHEE) の現状と課題: 第 3 期の認証評価へ向けて. 日本高等教育評価機構, 2015-07-14, 10p. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/_icsFiles/afldfile/2015/07/22/1360159_01.pdf, (参照 2016-06-13).
- 66) 大学評価基準. 平成 27 年度版, 日本高等教育評価機構, 7p. <http://www.jiheer.or.jp/achievement/college/pdf/hyokakijyun140902.pdf>, (参照 2016-06-13).
- 67) 新大学評価システムシンポジウム報告書: 「新たな大学評価の理念: 内部質保証システムをいかに評価するか」. 大学基準協会, 2011-03-31. http://www.juaa.or.jp/images/publication/pdf/symposium/h23_report.pdf, (参照 2016-06-13).
- 68) 内部質保証システムの構築: 国内外大学の内部質保証システムの実態調査. 大学基準協会, 2009-03-31, 403p. http://www.juaa.or.jp/images/publication/pdf/h20/h20_report, (参照 2016-06-13).
- 69) 「大学基準」およびその解説 (平成 23.4.1 施行). 大学基準協会, p. 53-61. http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/e_standard/university/u_standard.pdf, (参照 2016-06-13).
- 70) 大学機関別認証評価大学評価基準: 平成 16 年 10 月 (平成 23 年 3 月改訂). 大学改革支援・学位授与機構. http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/dai_gaku/_icsFiles/afldfile/2016/05/24/no6_1_1_daigaku2kijun29.pdf, (参照 2016-07-02).
- 71) *Handbook of Accreditation 2013*. Revised, WASC Senior College and University Commission. <http://www.wascenior.org/content/2013-handbook-accreditation>, (accessed 2016-06-13).
- 72) Policy Title: Criteria for Accreditation. Last revised: June 2013, Higher Learning Commission, 2016, 6p. <http://download.hlcommission.org/policy/CRRT.B.10.010.pdf>, (accessed 2017-03-06).
- 73) *Standards for Accreditation*. Revised 2010, Northwest Commission on Colleges and Universities. <http://www.nwccu.org/Pubs%20Forms%20and%20Updates/Publications/Standards%20for%20Accreditation.pdf>, (accessed 2016-06-13).
- 74) *Standards for Accreditation: Standards Adopted, 2016 Effective July 1, 2016*. New England Association of Schools and Colleges, Commission on Institutions of Higher Education, 28p. https://cihe.neasc.org/sites/cihe.neasc.org/files/downloads/Standards/CIHEofNEASC_Standards_July_1_2016.pdf, (accessed 2016-06-13).
- 75) *Characteristics of Excellence in Higher Education*. Revised March 2011, Middle States Commission on Higher Education, 75p. <https://www.msche.org/publications/CHX-2011-WEB.pdf>, (accessed 2016-06-13).
- 76) 大学評価ハンドブック: 申請大学用・評価者用. 大学基準協会, 2016-04-01, 256p. http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2016/handbook_all.pdf, (参照 2016-06-13).
- 77) 大学評価基準. 日本高等教育評価機構, 2005, p. 15. <https://web.archive.org/web/20060411085520/http://www.jiheer.or.jp/download/20050713kijyun.pdf>, (参照 2016-07-07).
- 78) 大学評価基準. 2012 年 4 月改訂, 日本高等教育評価機構, 7p. <http://www.jiheer.or.jp/seminar/>

- other/pdf/new_system_guidance/04_hyokaki_jyun.pdf, (参照 2016-06-13).
- 79) 「大学基準」およびその解説 (平成 16.3.5 改定). 大学基準協会, 9p. <http://web.archive.org/web/20060423132837/http://www.juaa.or.jp/news/pdf/standard.pdf>, (参照 2016-06-13).
- 80) 大学・学部における主要点検・評価項目. 大学基準協会, 2004. <http://web.archive.org/web/20040606164532/http://www.juaa.or.jp/main/frame02-9.html>, (参照 2016-06-13).
- 81) “点検・評価項目”. 大学評価ハンドブック. 大学基準協会, 2009, p. 62-77. http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2010/shiryuu_02.pdf, (参照 2016-06-13).
- 82) 大学評価基準 (機関別認証評価). 大学評価・学位授与機構, 2004, 32p. http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200603/daigaku/daigakukizyun.pdf, (参照 2016-07-02).
- 83) 大学評価基準 (機関別認証評価). 大学評価・学位授与機構, 2011, 25p. http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/hyouka/h_24/_icsFiles/afiedfile/2013/03/14/no6_1_1_kizyun_d201303.pdf, (参照 2016-07-02).
- 84) Handbook of Accreditation. WASC Senior College and University Commission, 2008, 60p. http://web.archive.org/web/20101222050153/http://wascenior.org/findit/files/forms/Handbook_of_Accreditation_2008_with_hyperlinks.pdf, (参照 2016-06-13).
- 85) Institutional Accreditation: An Overview. The Higher Learning Commission, 2003, 16p. <https://web.archive.org/web/20070415072847/http://www.ncahlc.org/download/2003Overview.pdf>, (accessed 2016-06-13).
- 86) “The criteria for accreditation and core components”. Higher Learning Commission. <http://web.archive.org/web/20130421053717/http://www.hlcommission.org/Information-for-Institutions/criteria-and-core-components.html>, (accessed 2016-07-6).
- 87) 改定日については, 以下を参照. “The new criteria for accreditation”. Higher Learning Commission. <http://web.archive.org/web/20130424034731/http://www.hlcommission.org/Information-for-Institutions/new-criteria-for-accreditation.html>, (accessed 2016-07-6).
- 88) Accreditation Handbook. 2003 ed., Northwest Commission on Colleges and Universities, 2003, 179p. <http://web.archive.org/web/20040806125824/http://www.nwccu.org/Pubs%20Forms%20and%20Updates/Publications/Accreditation%20Handbook%202003%20Edition%20with%20Correction.pdf>, (accessed 2016-06-13).
- 89) “Standards (HTML version)”. New England Association of Schools and Colleges, Commission on Institutions of Higher Education, 2005. http://web.archive.org/web/20080415094554/http://cihe.neasc.org/standards_policies/standards/standards_html_version, (accessed 2016-06-13).
- 90) Standards for Accreditation: Revisions Effective July 1, 2011. Commission on Institutions of Higher Education New England Association of Schools and Colleges, 27p. https://cihe.neasc.org/downloads/Standards/Standards_for_Accreditation.pdf, (accessed 2016-06-13).
- 91) Characteristics of Excellence in Higher Education. 12th ed., Middle States Commission on Higher Education, 2006, 75p. <https://web.archive.org/web/20060404233428/http://www.msche.org/publications/CHX06060320124919.pdf>, (accessed 2016-07-04).
- 92) Standards for Accreditation and Requirements of Affiliation. 13th ed., Middle States Commission on Higher Education, 2015, 18p. <http://www.msche.org/publications/RevisedStandardsFINAL.pdf>, (accessed 2016-06-13).
- 93) Principles of Accreditation: Foundation for Quality Enhancement (Interim Edition). Southern Association of Colleges and Schools Commission on Colleges, 2006, 18p. <http://www.sacscoc.org/pdf/2007%20Interim%20Principles%20complete.pdf>, (accessed 2016-06-13).
- 94) The Principles of Accreditation: Foundations for Quality Enhancement. 3rd ed., Southern Association of Colleges and Schools Commission on Colleges, 2007, 40p. <http://www.sacscoc.org/pdf/2008PrinciplesofAccreditation.pdf>, (accessed 2017-02-23).
- 95) Principles of Accreditation: Foundation for Quality Enhancement. 2010 ed., Southern Association of Colleges and Schools Commission on Colleges, 2009, 42p. <http://www.sacscoc.org/pdf/2010principlesofaccreditation.pdf>, (accessed 2016-07-07).
- 96) 新大学評価システム ガイドブック: 平成 23 年度以降の大学評価システムの概要. 大学基準協会, 2009, 93p. http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/explanation/university/2009_10/documents_01.pdf, (参照 2016-06-13).
- 97) 大学評価基準 (機関別認証評価) 新旧対照表. 大学評価・学位授与機構, 15p. http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afiedfile/2011/03/25/no6_1_1_daigakukijuntaishouhou24.pdf, (参照 2016-06-13).

- 98) “大学設置基準等の改正について（諮問）”. 文部科学省. 2010-06. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1294322.htm, (参照 2016-06-13).
- 99) “学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）（22 文科高第 236 号）”. 文部科学省. 2010-06. http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1294750.htm, (参照 2016-06-13).
- 100) 認証評価に関する調査研究（平成 20 年度 文部科学省調査研究委託事業）. 日本高等教育評価機構, 2009, 158p. http://www.jiheer.or.jp/publication/pdf/research_report/h20_monka_jigyuu.pdf, (参照 2016-06-13).
- 101) “Revised accreditation cycle”. NWCCU Standards Revision. <http://www.nwccu.org/Standards%20Review/Pages/Process.htm>, (accessed 2016-06-13).
- 102) Data First forms. Revised June 2014, New England Association of Schools and Colleges, Commission on Institutions of Higher Education. https://web.archive.org/web/20141020150240/http://cihe.neasc.org/sites/cihe.neasc.org/files/downloads/Comprehensive/data_first_forms.xls, (accessed 2016-11-12).
- 103) “Self-study report”. Norwalk Community College. 2014. http://www.ncc.commnet.edu/about/pdf/NEASC_Self-Study.pdf, (accessed 2016-11-12).
- 104) Data First forms. Revised April 2016 effective July 1, 2016, New England Association of Schools and Colleges, Commission on Institutions of Higher Education. https://cihe.neasc.org/sites/cihe.neasc.org/files/downloads/Comprehensive/Data_First_Forms.xlsx, (accessed 2016-11-12).
- 105) Institutional Self-Study. Boston Architectural College, 2016, 108p. http://the-bac.edu/Documents/Departments/Academics/Accreditation/Boston_Architectural_College_NEASC_Self_Study_2016.pdf, (accessed 2016-11-12).
- 106) “Newsroom: Member institutions approve revised standards”. Middle States Commission on Higher Education. 2016. <https://www.msche.org/?Nav1=NEWS&Nav2=NEWSROOM&Nav3=STANDARDS>, (accessed 2016-06-13).
- 107) Recognition of Accrediting Organizations: Policy and Procedures. Council for Higher Education Accreditation, 2010, 24p. http://www.chea.org/userfiles/CHEAky224/Recognition_Policy-June_28_2010-FINAL.pdf, (accessed 2017-03-03).
- 108) 34 CFR Ch. VI. 7-1-99 ed., US Government Publishing Office. <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-1999-title34-vol3/pdf/CFR-1999-title34-vol3-sec602-26.pdf>, (accessed 2016-06-13).
- 109) 34 CFR Ch. VI. 7-1-00 ed., US Government Publishing Office. <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2000-title34-vol3/pdf/CFR-2000-title34-vol3-sec602-16.pdf>, (accessed 2016-06-13).
- 110) 34 CFR Ch. VI. 7-1-10 ed., US Government Publishing Office. <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2010-title34-vol3/pdf/CFR-2010-title34-vol3-sec602-16.pdf>, (accessed 2016-06-13).
- 111) CHEA Recognition: Recognition of Accrediting Organizations: Policy and Procedures. Council for Higher Education Accreditation, 1998. http://www.chea.org/4DCGI/cms/review.html?Action=CMS_Document&DocID=321&MenuKey=home, (accessed 2017-03-03).
- 112) Recognition of Accrediting Organizations: Policy and Procedures. Council for Higher Education Accreditation, 2006, 25p. http://www.chea.org/userfiles/uploads/CHEA_Recognition_Policy_and_Procedures.pdf, (accessed 2017-03-03).
- 113) 「大学基準」およびその解説（平成 22.3.12 改定）. 大学基準協会. http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2016/shiryuu_01.pdf, (参照 2016-11-14).
- 114) 大学評価 評価に際し留意すべき事項. 大学基準協会. http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2016/shiryuu_04.pdf, (参照 2016-11-14).
- 115) 大学評価基準. 平成 27 年度版, 日本高等教育評価機構, 7p. <http://www.jiheer.or.jp/achievement/college/pdf/hyokakijyun140902.pdf>, (参照 2016-11-14).
- 116) 平成 29 年度 大学機関別認証評価: 受審のてびき. 日本高等教育評価機構, 2016, 184p. http://www.jiheer.or.jp/achievement/guide/pdf/h29_tebiki.pdf, (参照 2016-11-09).
- 117) “Standards (effective July 1, 2016)”. New England Association of Schools and Colleges, Commission on Institutions of Higher Education. <https://cihe.neasc.org/standards-policies/standards-accreditation/standards-effective-july-1-2016>, (accessed 2016-06-13).
- 118) Policy Book. Higher Learning Commission, 2016, 232p. http://download.hlcommission.org/policy/HLCPolicyBook_POL.pdf, (accessed 2016-06-13).
- 119) 徳原直子. 図書館評価: パフォーマンス指標と統計. 情報の科学と技術. 2006, vol. 56, no. 7, p. 323-330.
- 120) “Institutional data forms”. New England Association of Schools and Colleges, Commission on Institutions of Higher Education. <https://>

- cihe.neasc.org/institutional-reports-resources/institutional-data-forms, (accessed 2016-06-13).
- 121) 2011 (平成 23) 年度「大学評価」申請用大学データ集 (参考) (様式). 大学基準協会. http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2010/youshiki_03.xls, (参照 2016-11-14).
- 122) 2010 (平成 22) 年度「大学評価」申請用 大学基礎データ (様式). 大学基準協会. http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2009/youshiki_06.xls, (参照 2016-11-14).
- 123) 2011 (平成 23) 年度「大学評価」申請用 大学基礎データ (様式). 大学基準協会. http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2010/youshiki_02.xls, (参照 2016-11-14).
- 124) SACS-COC の用語では「コンプライアンスの証明 (Compliance Certification)」と呼ぶ。
- 125) Resource Manual for the Principles of Accreditation: Foundations for Quality Enhancement. 2nd ed., Southern Association of Colleges and Schools Commission on Colleges, 2012, 146p. <http://www.sacscoc.org/pdf/Resource%20Manual.pdf>, (accessed 2016-11-14).
- 126) 認証評価制度の充実に向けて (審議まとめ). 中央教育審議会大学分科会, 2016, 11p.
- 127) 河合亨, 溝上慎一. “日本の大学教育における「体験の言語化」の意義”. 体験の言語化. 早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター編. 成文堂, 2016, p. 23-63.
- 128) Showers, B. “Library ‘big data’ developing a shared analytics service for academic libraries”. Library Analytics and Metrics. Showers, B., ed. Facet Publishing, 2015, p. 14-16.
- 129) 米澤彰純. “第三者評価機関の性格と有効性”. 大学評価の展開. 山野井敦徳, 清水一彦編. 東信堂, 2004, p. 267-290.

要 旨

【目的】 本研究は、日本の認証評価における大学図書館の評価について、認証評価のモデルとなった米国のアクレディテーションや、図書館評価に関する国際規格などとの比較によって、その位置づけ、意義と限界を明らかにすることを目的とする。そして、認証評価における大学図書館評価の枠組みについて検討を行う。

【方法】 各機関の公開文書を基に以下の分析を行った。(1) 日米の認証評価・アクレディテーション機関の大学評価基準と監督機関の基準について、変遷と語句を基に分析を行った。(2) 日米の大学評価基準における図書館の位置づけと役割について、分類したうえで分析を行った。(3) 日米の認証評価・アクレディテーションおよび ISO・JIS 規格における大学図書館評価の根拠について比較分析を行った。

【結果】 (1) 日本の大学評価基準はすべて「構成要素型」であり、米国の大学評価基準は「構成要素型」と「行動規範型」の2種に分けて考えられることが示された。また、日本の認証評価、米国のアクレディテーションは、ともに各大学の「使命」、「目的」を主に評価している一方、評価項目では日米間での違いが明らかになった。(2) 大学評価基準における図書館の位置づけを「設備整備型」、「教育・学習支援型」、「教育との連携・統合型」の3種に類型化することで、日米の各機関が大学評価基準において図書館に求める役割の違いが明らかになった。(3) 認証評価・アクレディテーションと、ISO・JIS 規格との比較では、プロセス、アウトプット、アウトカム、インパクトの評価で違いがみられた。その結果、認証評価における大学図書館評価の枠組みについての示唆を得た。